

令和 4 年度兵庫地方労働審議会 労働災害防止部会 (労働衛生関係資料)

- 資料№ 1 - 1 労働衛生の取組（兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画）
- 資料№ 2 - 1 各種健康診断実施状況の概要
- 資料№ 2 - 2 歯科医師による健康診断を実施しましょう
- 資料№ 2 - 3 職場の健康診断実施強化月間！
- 資料№ 3 - 1 職場における心の健康づくり！
- 資料№ 4 - 1 業務上疾病発生状況
- 資料№ 5 - 1 熱中症災害統計
- 資料№ 5 - 2 熱中症による労働災害の防止について（Press Release）
- 資料№ 5 - 3 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
- 資料№ 5 - 4 令和 4 年熱中症予防セミナー（報道）
- 資料№ 6 - 1 令和 4 年度 全国労働衛生週間の実施について（Press Release）
- 資料№ 6 - 2 両立支援推進チーム アクションプラン キック・オフ！
- 資料№ 7 - 1 労働安全衛生法の新たな化学物質規制
- 資料№ 7 - 2 改正特化則（保護具フィットテスト）及び新たな化学物質規制説明会
- 資料№ 7 - 3 保護具フィットテスト実演に係る説明会を開催しました！
- 資料№ 7 - 4 解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ
- 資料№ 7 - 5 粉じん障害防止総合対策推進強化月間！
- 資料№ 8 - 1 第 14 次労働災害防止計画の指標について（案）

労働衛生の取組

（兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画）

令和5年2月6日

 厚生労働省

兵庫労働局

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（労働衛生関係）

計画の重点事項等

1 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

- (1) 労働者の健康確保の強化
 - 産業医・産業保健機能の強化
 - 過重労働による健康障害防止対策
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策等
 - メンタルヘルス不調の予防
 - パワーハラスメント対策の推進

2 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策

- (1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対策
 - 腰痛予防対策
 - 熱中症予防対策

3 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- (1) 疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策

4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- (1) 化学物質による健康障害防止対策
- (2) 石綿による健康障害防止対策
- (3) 受動喫煙防止対策
- (4) 粉じん障害防止対策

（参考）

職場における感染防止対策等の推進

1 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

労働者の健康確保の強化

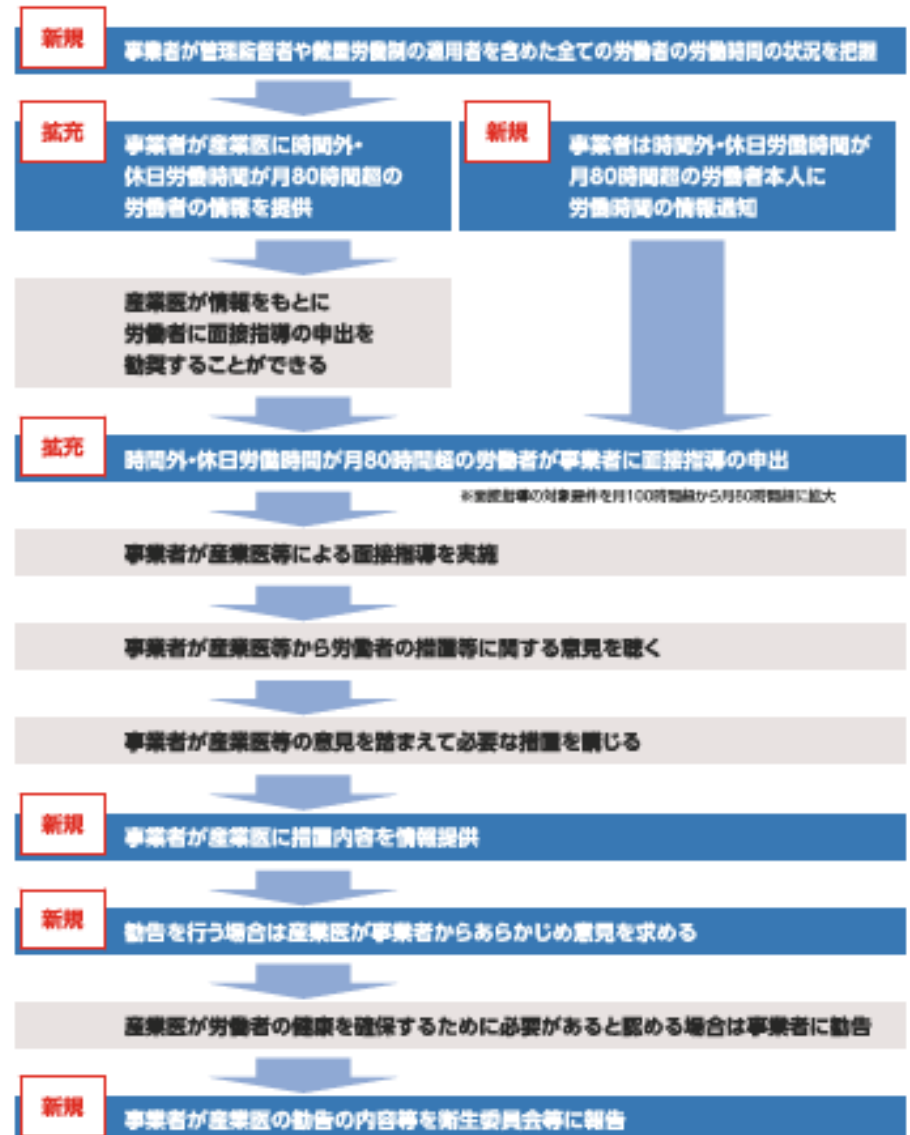
働き方改革関連法のうち、労働安全衛生法の改正により、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止し、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する医師の面接指導等」が強化されていることから、各種集団指導、監督指導等、認定産業医研修の場を活用するなど、あらゆる機会を捉え、パンフレット等を活用し周知を図っています。

健康診断結果における有所見者に係る医師の意見聴取及び就業上の措置について、9月の「職場の健康診断実施強化月間」において重点的な周知・指導を行うとともに、兵庫県下の自治体に対して、ホームページや広報誌への掲載依頼を行っています。

さらに、「職場の健康診断実施強化月間」のリーフレットを作成し、兵庫産業保健総合支援センターを通じ、地域窓口（地域産業保健センター）に配布の上、関係事業場への周知依頼を行っています。

また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の利用勧奨を行っています。

長時間労働者に対する面接指導等の流れについて



1 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

職場におけるメンタルヘルス対策

「過労死等ゼロ緊急対策」を踏まえ、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場に対する必要な指導や事業場外資源によるケアとして、専門ポータルサイト「こころの耳」を紹介するとともに、リーフレット等を配布することにより事業場の取組を支援しています。

また、兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知など、メンタルヘルス対策の取組を推進しています。

兵庫産業保健総合支援センター のメンタルヘルス対策支援事業 (令和4年4月～12月末)

支援事業	実施回数
個別訪問支援	143回
管理監督者教育	27回 (576人)
若年労働者向け教育	66回 (869人)

ストレスチェックの実施、その結果に基づく集団分析及び職場環境改善の取組についても、あらゆる機会を捉え周知しています。

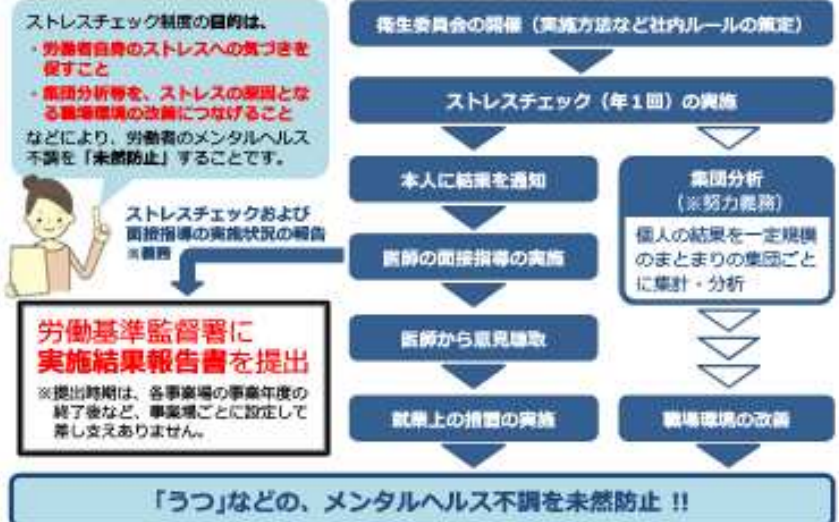
また、集団分析結果に基づく職場環境の改善など、兵庫産業保健総合支援センター支援事業の利用勧奨を行っています。

事業者の皆さまへ

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、労働者数50人以上の事業場において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。(平成27年12月から適用)

ストレスチェック制度の実施手順



《ストレスチェック実施までのポイント》

- ①「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ② **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ③ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に向けた検討事項

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どのような質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どのような方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申し出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどのような方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのが、等



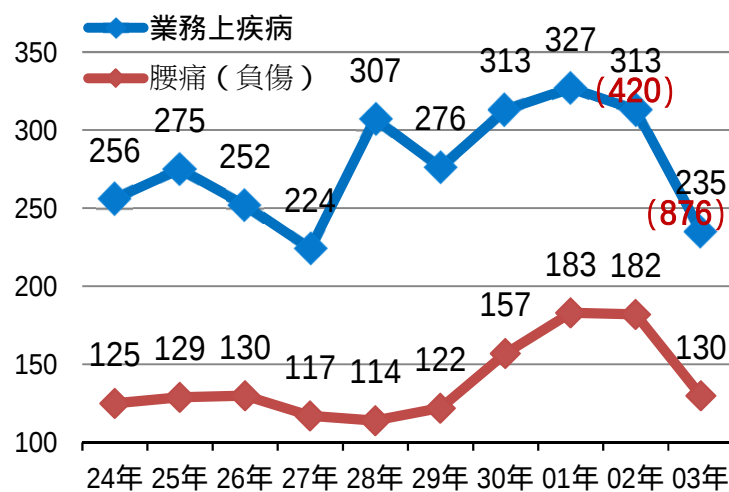
2 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策

災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対策

腰痛予防対策

腰痛災害は、**業務上疾病の5割強を占めており**、特に、腰痛災害が多く発生している**社会福祉施設、小売業、運輸交通業**に対し、集団指導、個別指導など、あらゆる機会を捉え、リーフレットを配布し「**職場における腰痛予防対策指針**」の周知を図っています。

業務上疾病（兵庫）



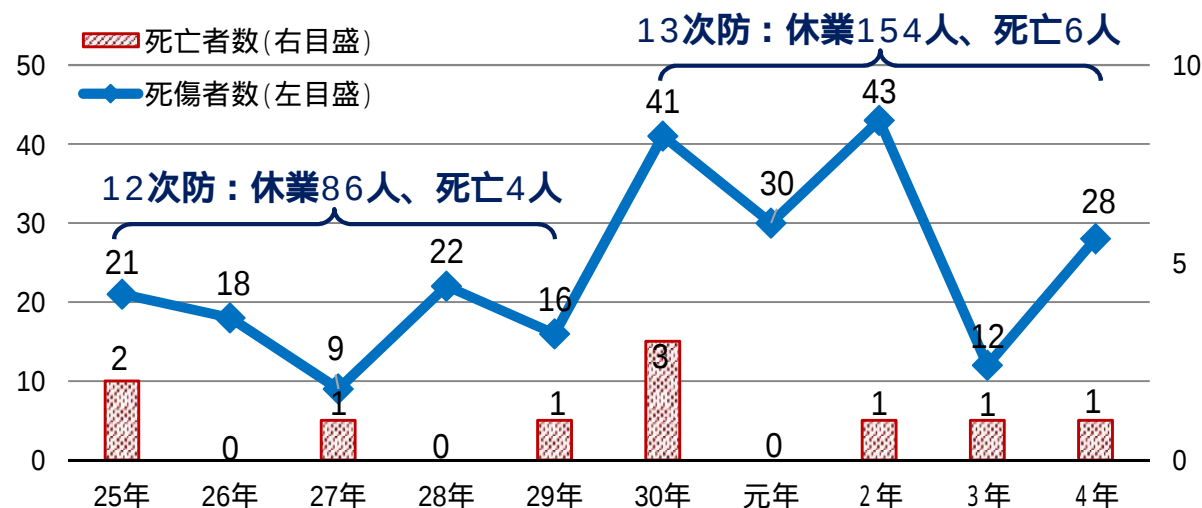
(注) ()内は新型コロナ罹患患者数(外数)

熱中症予防対策

熱中症予防対策の取組については、4月を準備期間、7月を重点取組期間、5月から9月をキャンペーン期間として、「**STOP！熱中症クールワークキャンペーン**」を展開し、広報や熱中症予防セミナーを開催するなど、周知啓発を行っています。

本年度の熱中症予防セミナーについては、報道機関の取材を受け、テレビ局（NHK、サンテレビ）でセミナーの様子が放映されています。

熱中症発生状況（兵庫）



(注) 令和4年は速報値(令和5年1月13日現在)

グラフは労働者死傷病報告（休業4日以上）により作成

3 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策

兵庫県地域両立支援推進チーム

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「**兵庫県地域両立支援推進チーム**」を設置し、多方面から関係者のサポートを行っています。

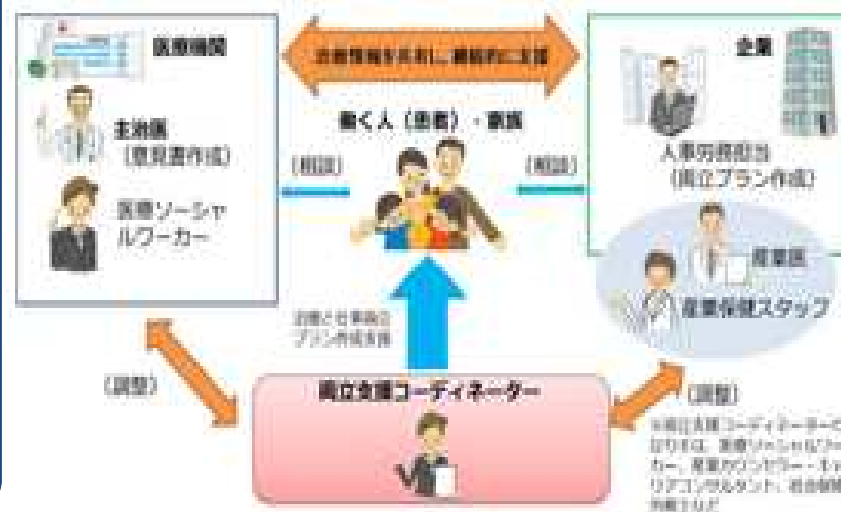
アクションプラン！（5か年計画）

推進チームの活動をより積極的に展開させるため、設置期間を令和8年度まで延長し、さらなる取組の推進と治療と仕事の両立支援の実現に向け、令和4年度を初年度とする**アクションプラン！（5か年計画）**を策定しました。

アクションプラン取組のポイント

- ・ 5か年計画の進捗及び評価
- ・ 専門分科会の設置と運営
- ・ 構成員間の情報共有と連携スキームの確立

＜両立支援のトライアングルサポート体制＞



アクションプラン キック・オフ！ 会議

本年度は、新たな計画に基づくキック・オフ会議を開催し、推進チーム内にワーキンググループとして、**好事例集作成部会、イベント・セミナー作業部会、相談支援機関分科会**を設置し、今後、**事例集の作成、イベント・セミナーの開催、各相談支援機関との連携スキームを確立し、地域における両立支援の促進を図ること**としています。

イメージキャラクター “ちりょうさ”



治療と仕事の
両立支援

4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策

化学物質に関するラベル表示、安全データシート（SDS）交付の徹底や化学物質に係るリスクアセスメントの実施等を推進するとともに、労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」について周知を図っています。

また、有効な呼吸用保護具の適正使用の徹底を図るため、昨年度の改正特定化学物質障害予防規則説明会に続き、本年度は「フィットテスト」に係る実演及び「新たな化学物質規制」に関する説明会を3会場で開催しています。

石綿による健康障害防止対策

改正石綿障害予防規則に基づき、本年4月に施行された「事前調査結果の報告」について、建築物等の解体・改修工事業者等に対し、改正石綿則の周知と履行確保を図るため、建設許可業者及び解体業の登録業者約20,000事業場に対して、周知を目的とした自主点検を実施しています。

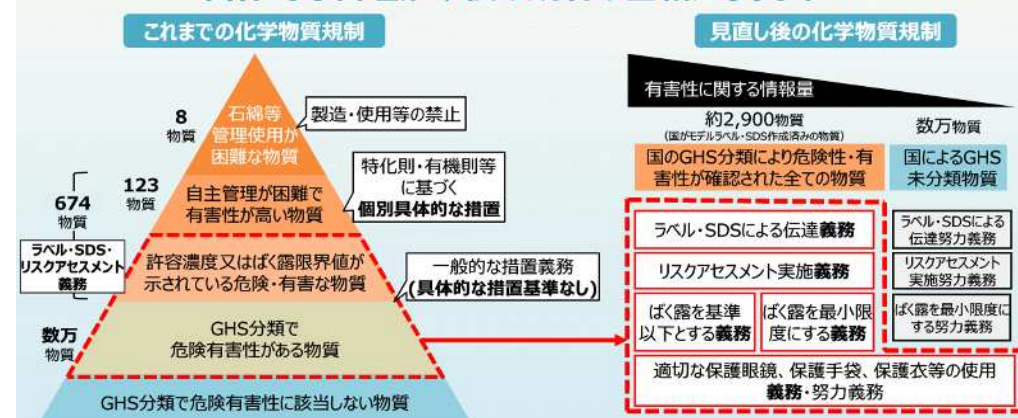
また、今後は、建設業店社における指導に重点を置き、計画的に監督指導等を実施することによって、効果的な石綿則の遵守徹底を図ることとしています。

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- | | |
|---|--|
| POINT 1
ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1 | POINT 2
リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2 |
| POINT 3
化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3 | POINT 4
自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等） |

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が規制対象に追加
※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



令和5年10月1日
着工の工事から!!

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」※
が行う必要があります！

4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

粉じん障害防止対策

粉じん障害防止対策として、「兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」を策定し、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、「粉じん対策の日」の設定、「保護具着用管理責任者」の選任、呼吸用保護具の着用の徹底など、より一層の徹底を図っています。

実施事項

- 1 集団指導、個別指導及び監督指導の実施による粉じん則、じん肺法の履行確保
- 2 計画届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施
- 3 電動ファン付き呼吸用保護具の活用周知
- 4 労働災害防止団体、事業者団体等に対し、傘下事業場に対する粉じん則、じん肺法、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」及び健康管理手帳制度の周知依頼
- 5 全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、当該月間中における各種行事の開催を要請及び啓発活動の実施
- 6 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知
- 7 兵庫産業保健総合支援センター又はその各地域窓口（地域産業保健センター）の支援事業の活用勧奨

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則（粉じん則）」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しており、平成28年は122人となるなど、粉じん障害の防止対策の効果は確実にあがっています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策（平成30年度～平成34年度）」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。

第9次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

1. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
4. じん肺健康診断の着実な実施
5. 離職後の健康管理の推進
6. その他地域の実情に即した事項
 - ・アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・金属等の研磨作業

など

（参考）職場における感染防止対策等の推進

新型コロナウイルス感染防止対策

感染拡大防止対策相談コーナー

令和3年2月15日から、兵庫労働局労働基準部健康課に「**新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」を設置し、リーフレット「**職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための取組の5つのポイント**」や「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を活用して、感染防止のための基本的対策など、職場における感染防止対策の取組を推進しています。

監督署への窓口来庁者（各種届出、報告受理時など）、各種集団指導、監督指導等の実施、地区労働基準協会や労働災害防止団体等の会議等に出席したときなど、あらゆる機会を捉え、感染拡大防止の取組状況を確認し「**職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための取組の5つのポイント**」等を用いて、必要な指導を実施しています。

また、令和3年2月15日から令和5年1月6日までの取組実績の累計は55,000回を超えています。

< 取組の 5 つのポイント >

● 2019年12月12日，中国银保监会发布《关于规范商业银行代理销售业务的通知》，自2020年1月1日起施行。

→ 電線の5つのポイント→を参照し直しは？

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、御社に示す「職場の5つのポイント」が実施できていることが確認されます。
- 一般職の5つのポイントについては感染防止対策の標準的な事項ですので、必要に応じてある場合には、「職場における感染防止対策の要綱」を参考に職場での対応を組織的に実施してください。
- 管理職各位は、職場の感染防止対策、御社が実施する感染防止対策と方針を共有していただくため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためのチェックリスト」を是非自組織のホームページに掲載してください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点がありましたら、御連絡先の方までお問い合わせください。「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策要綱（コピー）」にご確認ください。

● 2008 年 12 月 1 日

施設で実施していること	取組の5つのポイント
☐	デモンstration・指導は動画を視聴しています。
☐	体験が苦手な人が気兼ねなく体験ルールを定め、実際にできる体験も作っています。
☐	職員間の感染対策、定期的な検診、仕切り、マスク使用などの他に十分な工夫を行っています。
☐	体験時、更衣室などでは換気の取り替えや、飲食の場など「感染リスクが高まる5つの場面」での対策、声かけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、靴拭きシート、換気扇が回る部屋の換気など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

© 2000 Blackwell Science Ltd *Journal of Internal Medicine* 247: 395–401

< 取組実績の累計 >

取組内容	実施回数
団体への要請	23団体
多店舗展開企業への要請	65企業
各種報告・届出の受理時における対応	51,138回
事業場への訪問等における対応	4,579回

「新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」で着用している職員の腕章

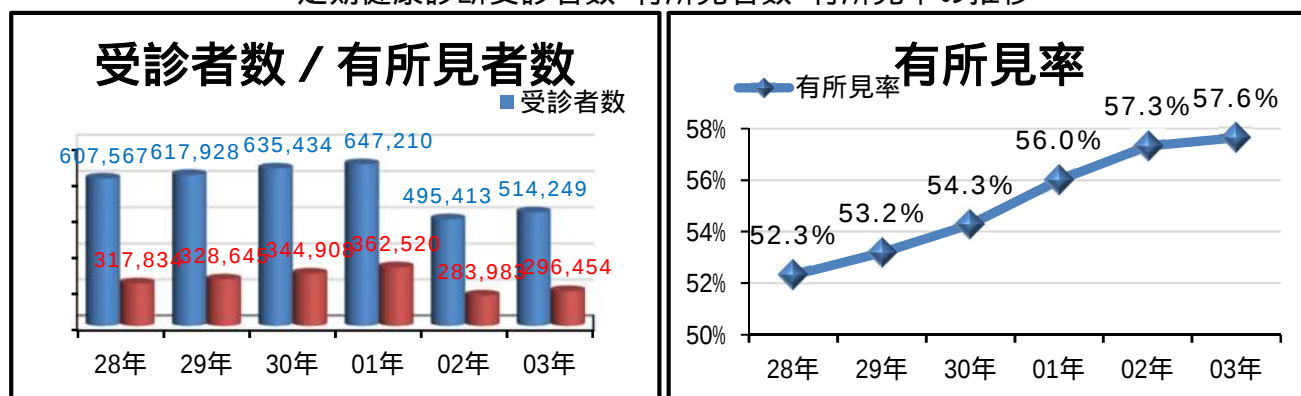
新型コロナウイルス 感染拡大防止対策 － 取組強化！ －



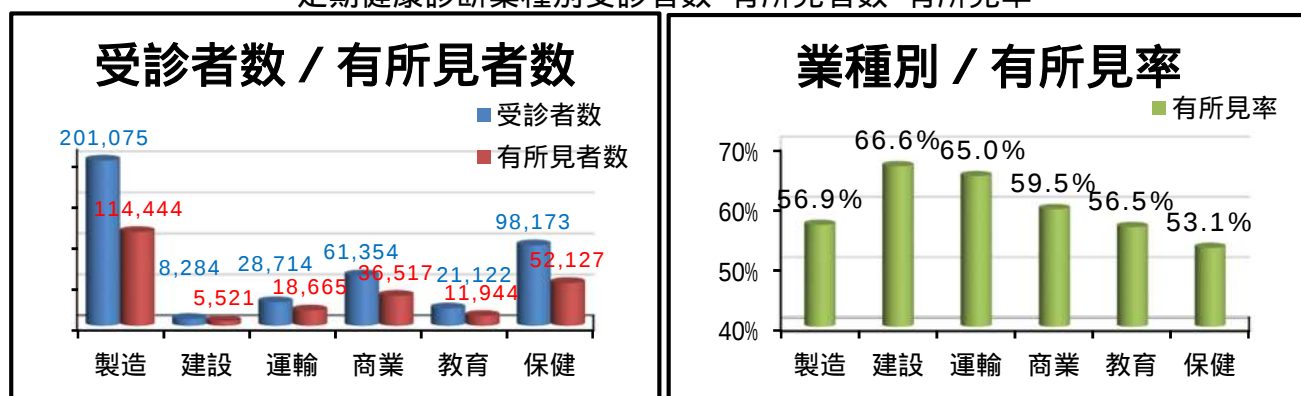
令和3年 各種健康診断実施状況の概要

兵庫労働局労働基準部 健康課

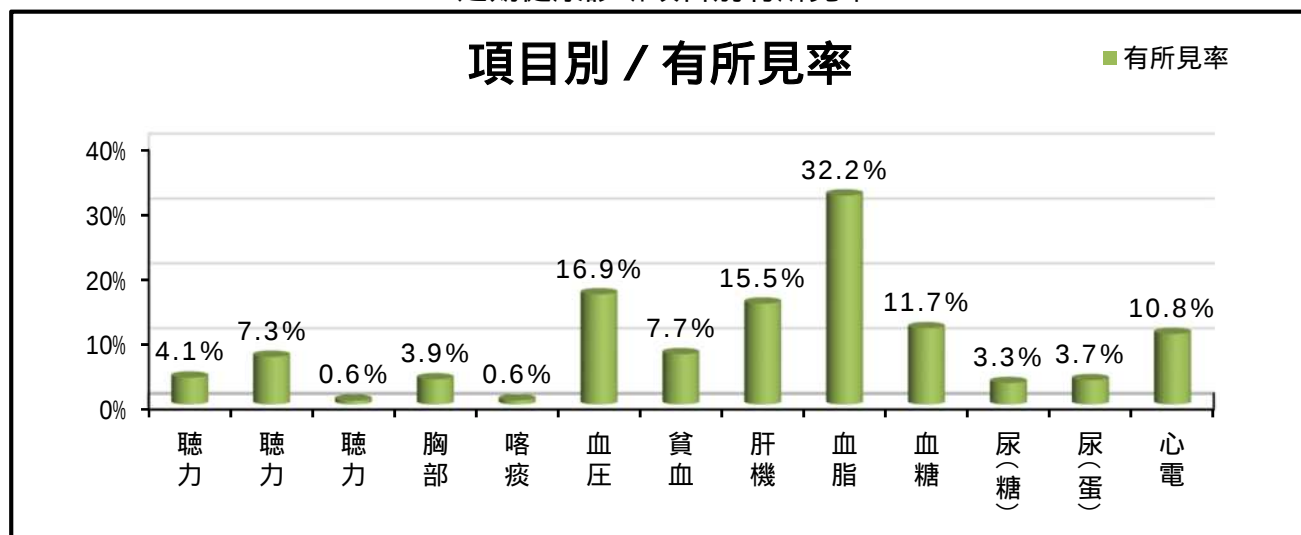
定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移



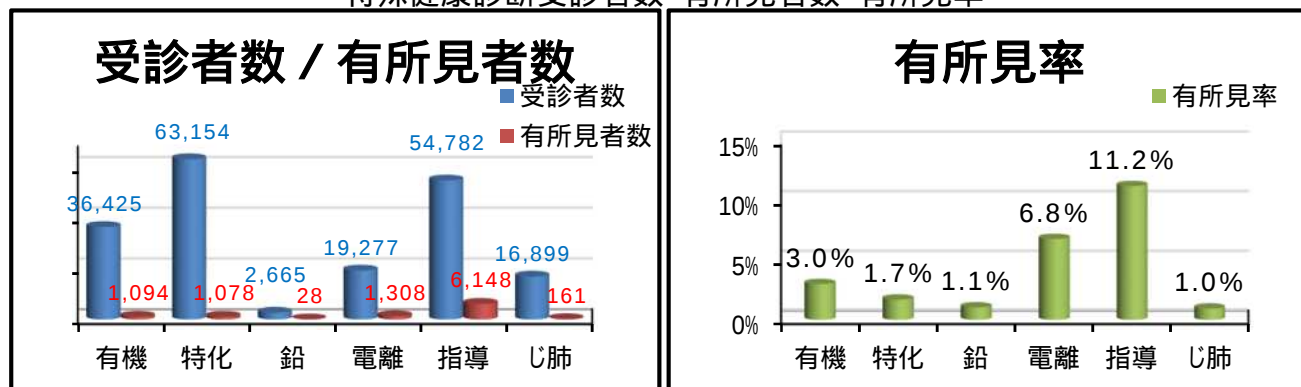
定期健康診断業種別受診者数・有所見者数・有所見率



定期健康診断項目別有所見率



特殊健康診断受診者数・有所見者数・有所見率



労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

—労働安全衛生規則の一部改正—

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、**労働者の人数にかかわらず**、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。（下線部：改正事項）

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）
例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

対象業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断（定期的のものに限る。）を行った事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書・裏面参照）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

◆ 施行期日 令和4年10月1日

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304

健康診断年月日現在の常時使用する労働者数を記入してください。

の常時使
を記入し

労働保険 番号		在籍労働者数	人 右に結めて記入する
対象年	9: 令和 (月～ 月分) (報告 回目)	健康診断年月日	9: 令和 日 1～9年は右↑ 10～9月は右↑ 10～9日は右↑
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物質、ガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを記入してください。		
健康診断実施機関の名称	健康診断を実施した機関が2以上の場合は、各々について記入してください。		
健康診断実施機関の所在地			

健康診断を実施した機関が2
以上の場合は、各々について
記入してください。

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
健康診断年月日	現在の労働者数を記入してください。	当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入してください。
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数		人 右に続けて記入する
受診労働者数		人 右に続けて記入する
所見のあった者の人数		人 右に続けて記入する

産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地
-----	--------------------

労働者数50人未満の事業場は記入不要です。

労働者数50人未満の事業場は
記入不要です。

年 月 日

事業者職氏名

勞働基準監督署長殿

受 付 印

10月1日以降の歯科健康診断の報告は、新
様式により報告してください。

職場の健康診断実施強化月間！

実施期間 令和4年9月1日～令和4年9月30日

兵庫労働局 健康課

<事業者の皆さまへ>

厚生労働省においては、毎年9月を「**職場の健康診断実施強化月間**」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。

事業者の皆さまには、自身の事業場における健康診断の実施状況を改めてご確認いただき、適切な実施をお願いいたします。



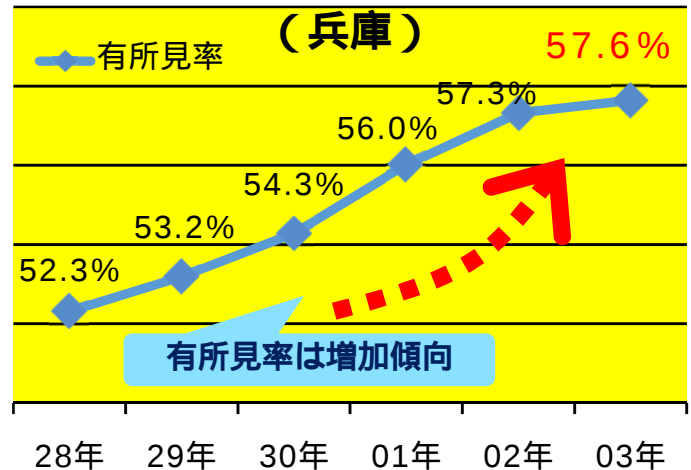
重点事項

- 1 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- 2 健康診断結果の記録の保存の徹底
- 3 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 4 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- 5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 6 定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- 7 健康保険法に基づく保健事業との連携
- 8 小規模事業場における産業保健総合支援センター地域窓口の活用

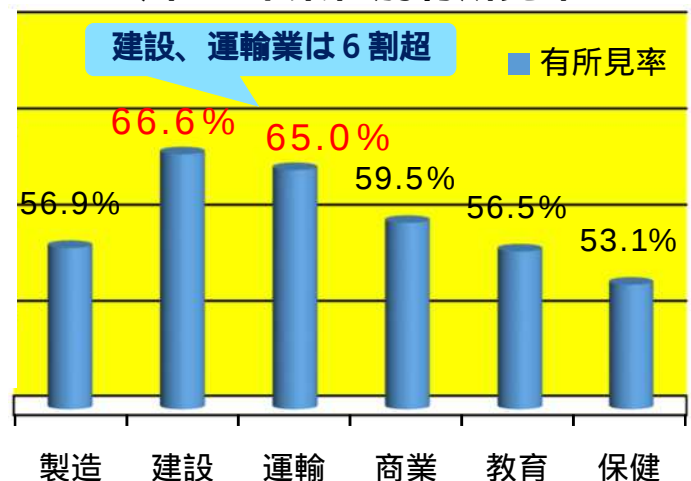


兵庫労働局・各労働基準監督署

定期健診有所見率の推移



令和3年業種別有所見率



健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項

1 健康診断の結果の記録

個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者については、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3 健康診断実施後の措置

上記2による医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5 健康診断の結果に基づく保健指導等

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければなりません。（安衛法第66条の7）

6 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

対象業務に従事する労働者に対して、健康診断（定期のものに限る。）を行った事業者は、遅滞なく、健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法第100条）

一般 / 特殊健康診断

	健康診断の種類	対 象	実施時期	該当法令
一般	雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際	安衛則第43条
	定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごと	安衛則第44条
	定期健康診断（特定業務）	深夜業等、特定業務従事者	6月以内ごと	安衛則第45条
特殊	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸等	6月以内ごと	安衛則第48条
	有機溶剤等健康診断	有機溶剤業務	6月以内ごと	有機則第29条
	鉛健康診断	鉛業務	6月以内ごと	鉛則第53条
	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛等業務	3月以内ごと	四アルキル鉛則第22条
	特定化学物質等健康診断	特定化学物質取扱業務	6月以内ごと	特化則第39条
	高気圧業務健康診断	高圧室内業務又は潜水業務	6月以内ごと	高圧則第38条
	電離放射線健康診断	放射線業務（管理区域内）	6月以内ごと	電離則第56条
	除染等電離放射線健康診断	除染等業務	6月以内ごと	除染則第20条
	石綿健康診断	石綿取扱業務	6月以内ごと	石綿則第40条

じん肺健康診断

	対 象	管理区分	実施時期	該当法令
常時粉じん作業に従事		管理1	3年以内ごと	じん肺法 第3条 第7～10条
		管理2、3	1年以内ごと	
常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事		管理2	3年以内ごと	
		管理3	1年以内ごと	

職場における心の健康づくり！

ーメンタルヘルス対策ー

近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。

また、業務による心理的負荷を原因として、精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加し、社会的にも関心を集めています。

厚生労働省は、「**労働者の心の健康の保持増進のための指針**」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。

メンタルヘルスケアの基本的考え方

1

事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスケア」といいます。）が適切かつ有効に実施されるよう、事業場において、**事業者**自らがメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明、**衛生委員会**等での調査審議、**心の健康づくり計画**の策定、**ストレスチェック制度**の実施方法に関する規定を作成するなど、メンタルヘルスケアが円滑に行われるようにしましょう。

メンタルヘルス不調を未然に防止する・・・・・・・・・・・・・**一次予防**
 メンタルヘルス不調を早期に発見し適切な措置を行う・・・・・・・・・・・・・**二次予防**
 メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援を行う・・・・・・・・・・・・・**三次予防**

心の健康づくり計画

2

メンタルヘルスケアは中期的視点に立って、**継続的かつ計画的**に行うことが重要です。

心の健康づくり計画に盛り込む事項

- 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること
- 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
- 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
- メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
- 労働者の健康情報の保護に関すること
- 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
- その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

4つのメンタルヘルスケアの推進

3

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境の改善、不調者への対応・支援を円滑に行うことが重要です。

セルフケア

- ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解
- ・ストレスチェック等を活用したストレスへの気付き
- ・ストレスへの対処

ラインによるケア

- ・職場環境等の把握と改善
- ・労働者からの相談対応
- ・職場復帰における支援

事業場内産業保健スタッフ等 によるケア

- メンタルヘルスケアの実施に関する企画立案
 - 個人の健康情報の取扱い
 - 事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口
 - 職場復帰における支援
- 産業医 ○ 衛生管理者 ○ 保健師 ○ 心の健康づくり専門スタッフ
○ 人事労務管理スタッフ ○ 事業場内メンタルヘルス推進担当者

事業場外資源によるケア

- 情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用
- ネットワークの形成
- 職場復帰における支援

メンタルヘルスケアの具体的進め方

4

4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組を積極的に推進することが効果的です。

心の健康づくり計画策定

衛生委員会における調査審議

セルフケア

(労働者による)

ラインによるケア

(管理監督者による)

事業場内産業保健 スタッフ等によるケア

(産業医、衛生管理者等による)

事業場外資源によるケア

(事業場外の機関、専門家による)

- (1) メンタルヘルスケアの教育研修・情報提供 (管理監督者を含む全ての労働者が対応)
- (2) 職場環境等の把握と改善 (メンタルヘルス不調の未然防止)
- (3) メンタルヘルス不調への気付きと対応 (メンタルヘルス不調の早期発見と対応)
- (4) 職場復帰における支援

ストレスチェック制度

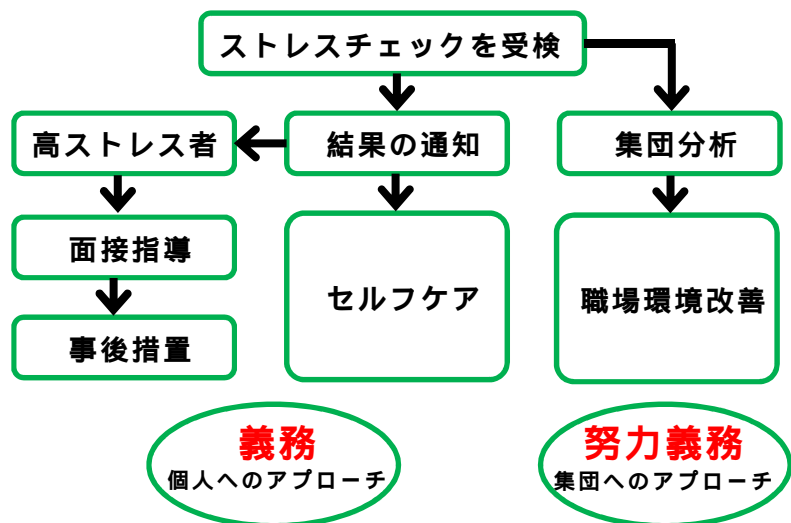
5

ストレスチェック制度の概要

労働者にストレスへの気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止 (一次予防) を図ることを目的としています。

高ストレス者として判定され、面接指導を受ける必要があるとされた労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施します。

ストレスチェックの結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた職場環境改善は、一次予防推進のための重要な対策です。



こちらも
ご覧ください

厚生労働省ホームページ

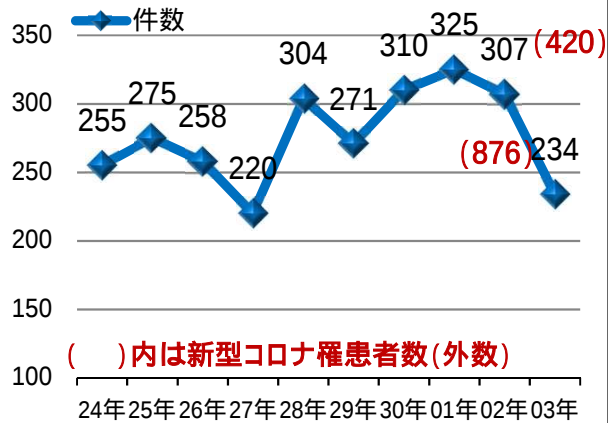
メンタルヘルス関係
ストレスチェック関係



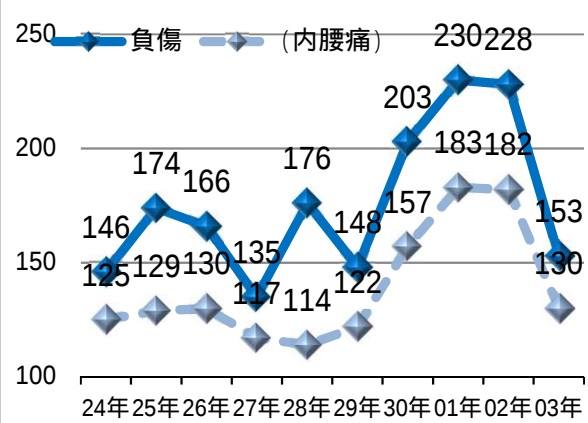
業務上疾病発生状況

兵庫労働局労働基準部 健康課

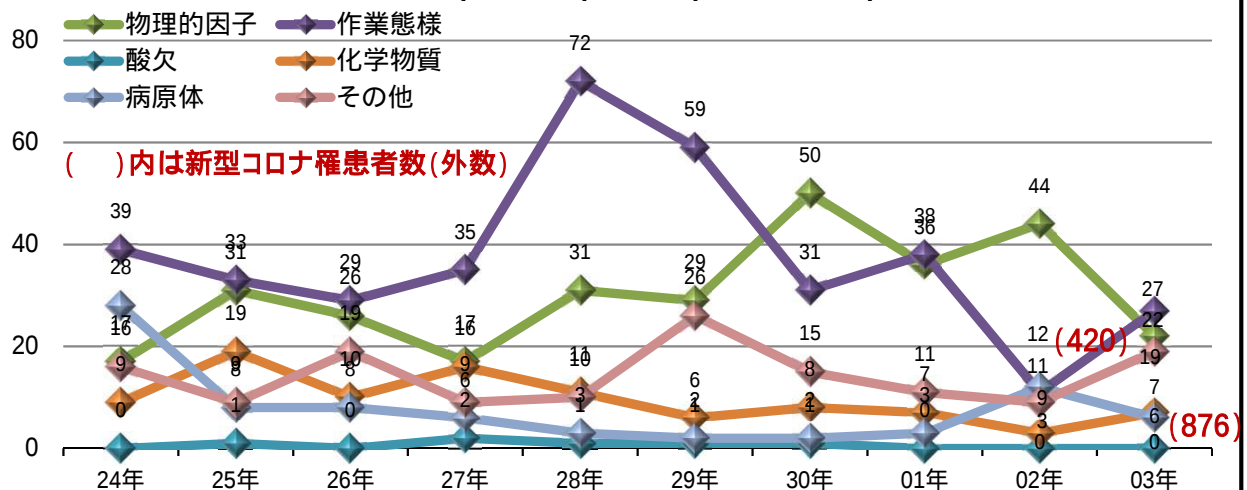
業務上疾病の推移



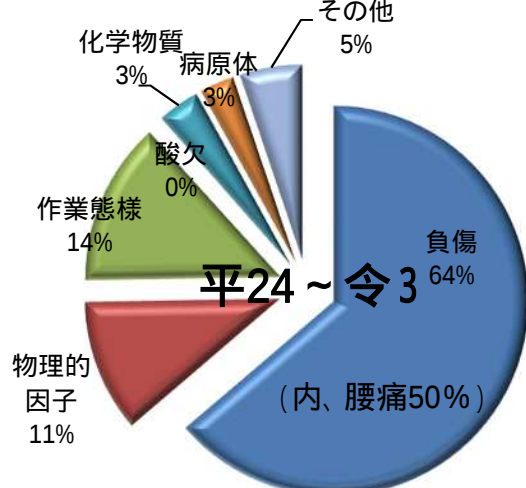
腰痛(負傷)の推移



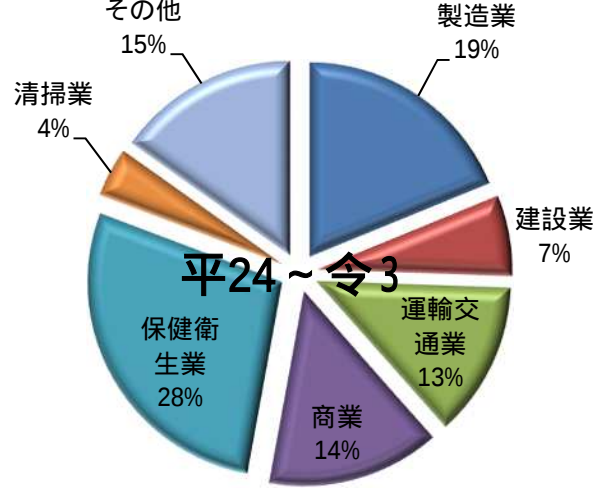
傷病分類別(腰痛(負傷)を除く。)の推移

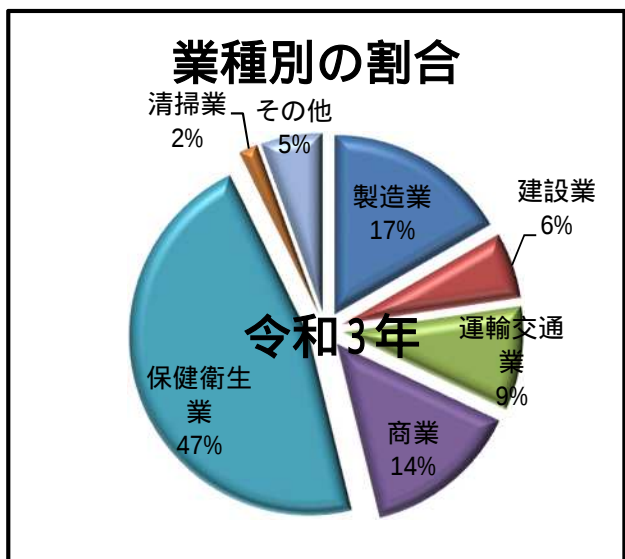
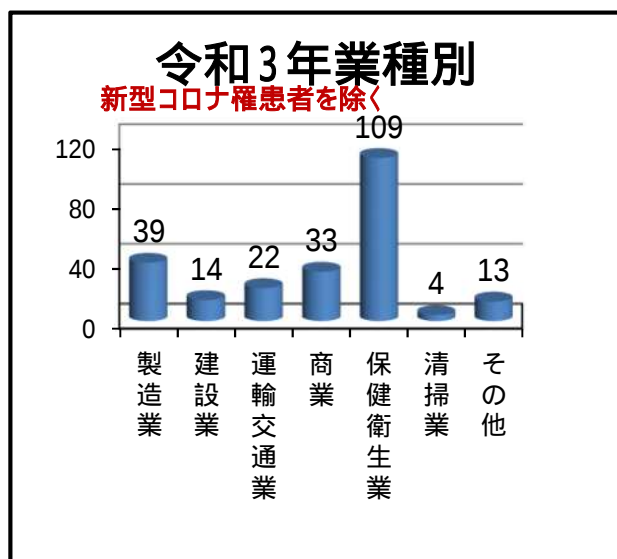
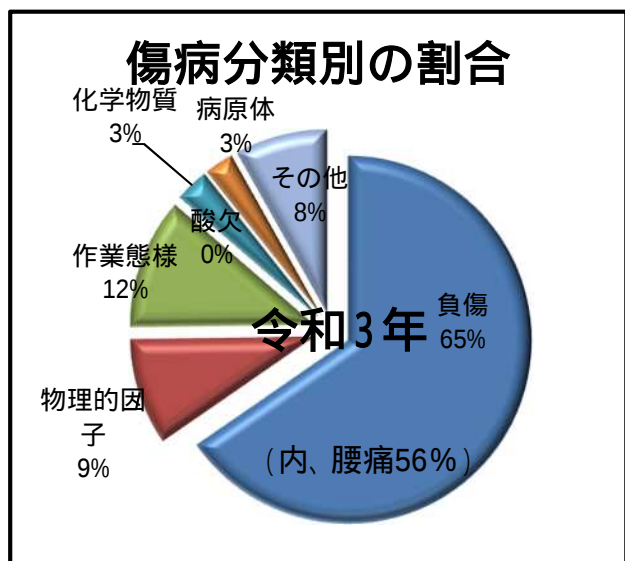
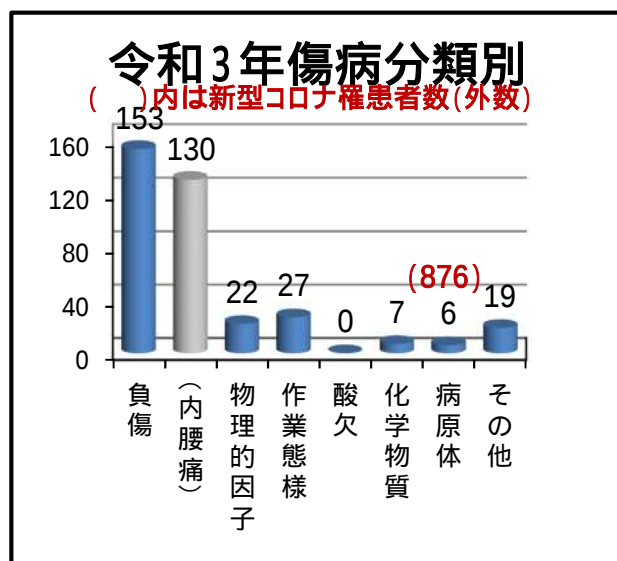
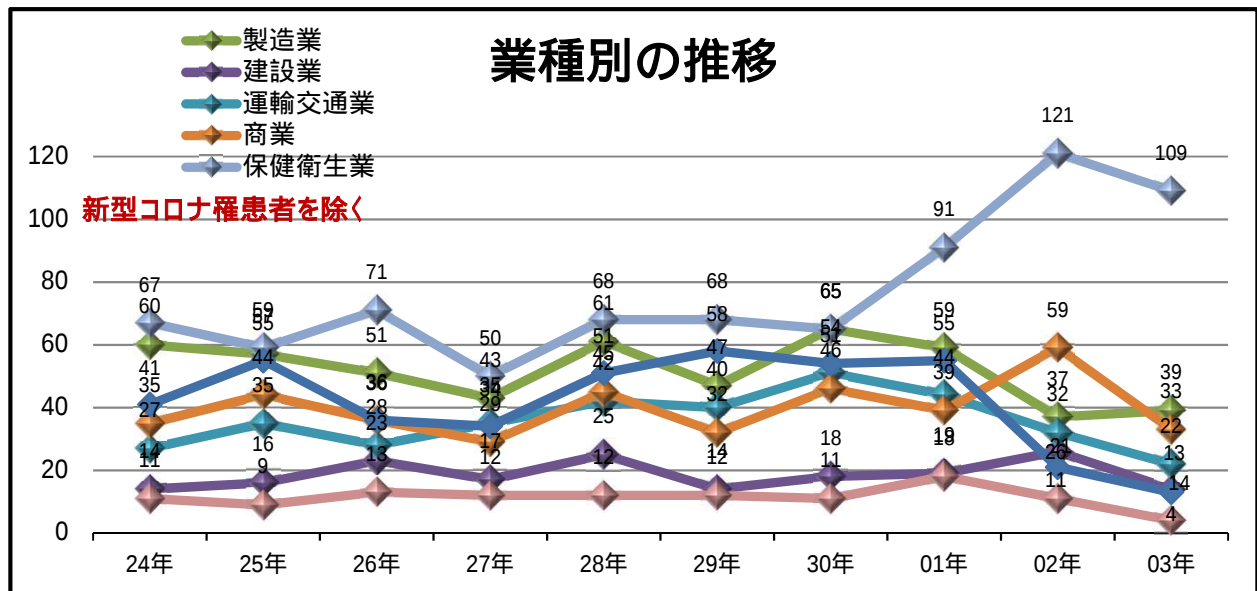


傷病分類別の割合



業種別の割合





(備考)

- 1 「物理的因子による疾病」は、有害光線、電離放射線、異常気圧下、異常温度条件、騒音による耳の疾患等を含む。
- 2 「作業態様に起因する疾病」は、重激業務による運動器疾患と内臓脱、負傷によらない業務上の腰痛、振動障害、手指前腕の障害及び頸肩腕症候群等を含む。
- 3 「その他」は、がん(電離放射線、化学物質等)、過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等、強い心理的負荷を伴う業務による精神障害等を含む。

熱中症災害統計

休業4日以上之死傷者数

()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(全国) (平成24年 ~ 令和3年) (人)

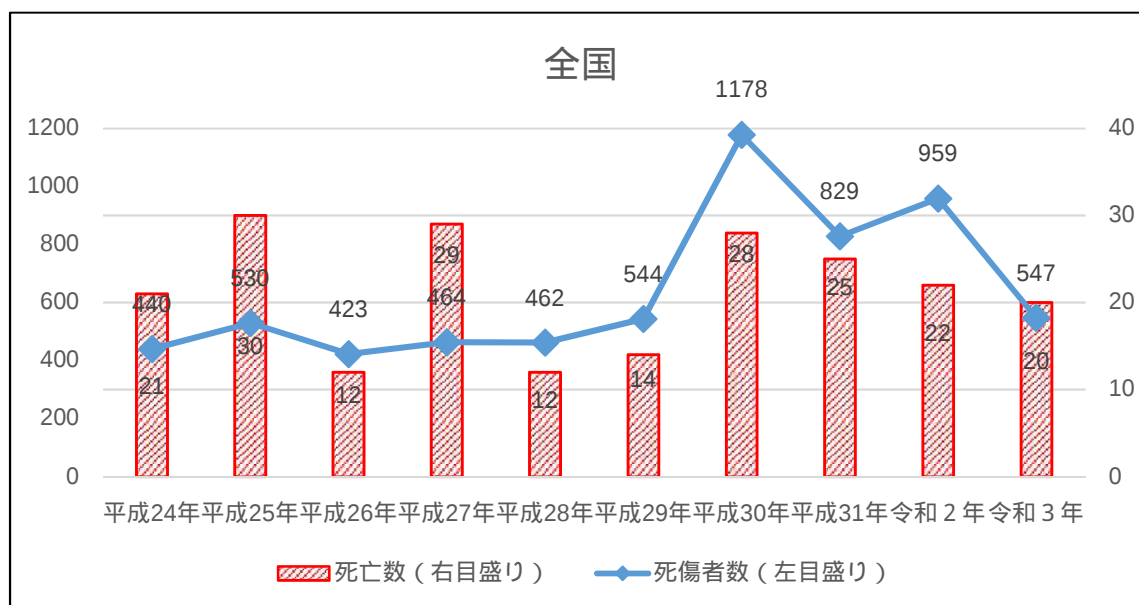
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年
全産業 (死亡者数)	440 (21)	530 (30)	423 (12)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	547 (20)
製造業	87 (4)	96 (7)	84 (1)	85	97	114	114	184 (4)	199 (6)	85 (2)
建設業	143 (11)	151 (9)	144 (6)	113 (11)	113 (7)	141 (8)	239 (10)	153 (10)	215 (7)	128 (11)
警備業	27 (2)	53 (2)	20	40 (7)	29	37 (2)	110 (3)	73 (4)	82 (1)	65 (1)

2 職場における熱中症による死傷者数の推移(兵庫県) (平成25年 ~ 令和4年) (人)

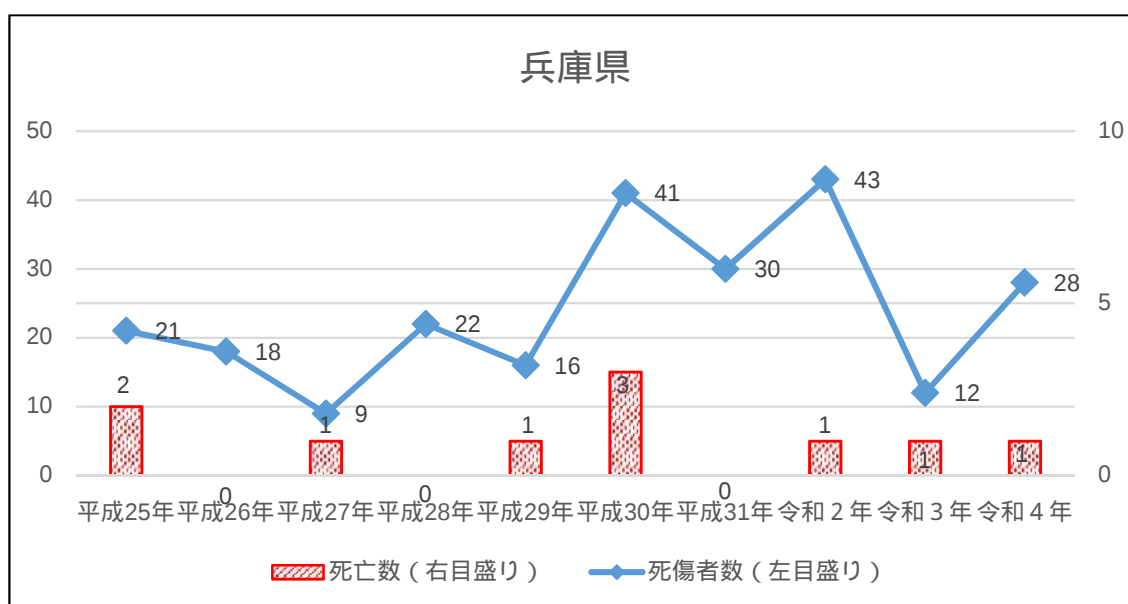
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
全産業合計 (死亡者数)	21 (2)	18 (0)	9 (1)	22 (0)	16 (1)	41 (3)	30 (0)	43 (1)	12 (1)	28 (1)
製造業	3 (1)	5	0	8	1	10	8	8	3	5
建設業	7	4	3	3	2	8 (2)	2	12	2 (1)	5 (1)
警備業	1	0	1 (1)	3	1 (1)	6 (1)	3	2 (1)	0	5

(注) 令和4年は速報値(令和4年12月15日現在)

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(全国) (平成24年～令和3年)



2 職場における熱中症による死傷者数の推移(兵庫県) (平成25年～令和4年)



(注) 令和4年は速報値 (令和5年1月13日現在)

兵庫労働局発表
令和4年5月30日

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 健康課
課長 畑中 義春
労働基準監督官 石田 達也
(TEL)078-367-9153
(FAX)078-367-9166

報道関係者 各位

～ 熱中症による労働災害の防止について～

職場における熱中症を予防するため、労働災害防止団体等と連携して令和4年5月1日から令和4年9月30日まで（重点取組期間：令和4年7月）

令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

を実施します。

「兵庫労働局における取り組み事項」

令和4年3月8日に「令和4年 STOP！熱中症クールワークキャンペーン実施要綱を管内の災防団体（6）・関係団体（25）を通じて周知し、熱中症予防対策の徹底を要請しました。

兵庫労働局及び労働基準監督署（県下11署）において、各種セミナーや監督指導等のあらゆる機会を捉えて、事業者に啓発指導を行っています。

『熱中症予防セミナー』

～ 職場における熱中症の予防について～

主催：兵庫労働局

共催：兵庫労働基準連合会、兵庫産業保健総合支援センター

日時：令和4年6月13日（月） 10時開始

場所：兵庫労働基準連合会講習会場（神戸市中央区雲井通4-2-2）

取材を希望される場合は、6月10日（金）までに兵庫労働局健康課にご連絡ください。

別添1 「熱中症災害統計」

別添2 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン（令和4年5月～9月）」

別添3 「令和4年 STOP！熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」

STOP! 熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター チューイカン吉

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
☐	発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

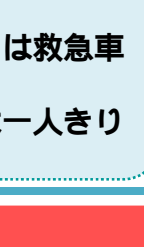
JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□ WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
□ 通気性の良い服装等		
□ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
□ 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
□ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
□ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
□ 健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
□ 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりとるようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
□ 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

□ WBGT値の 低減対策 は実施されているか
□ WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
□ 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
□ 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
□ 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよい



□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

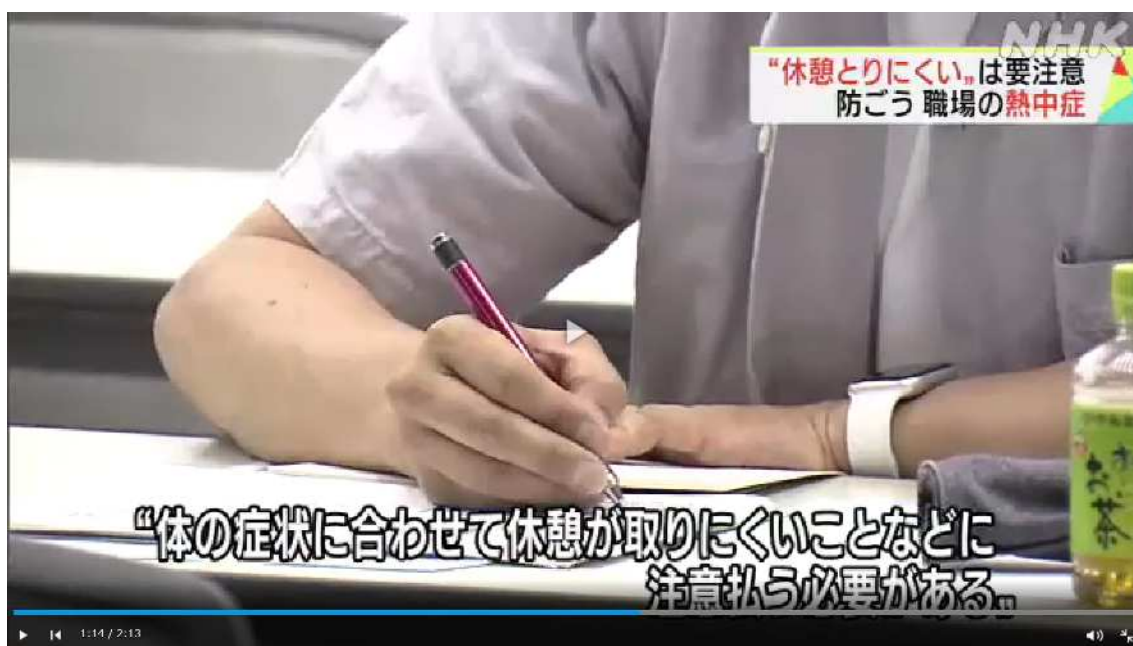
- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



NHK神戸（令和4年6月13日(月)）

Live Love ひょうご（18:30~19:00）





サンテレビ（令和4年6月13日(月)）
 サンテレビニュース（15:00～15:04）
 NEWS×情報キャッチ+（17:00～17:55）





神戸市で職場における熱中症の予防対策を学ぶセミナー

06月13日 17時13分

神戸市では、夏の暑さが本格化するのを前に、職場での熱中症を防ぐための注意点や対策を学んでもらおうと、安全管理の担当者などを対象にしたセミナーが開かれました。

兵庫労働局によりますと、去年、全国で、職場における熱中症によ

り4日以上休んだ人は547人で、4年前からは毎年20人ほどが死亡しているということです。

職場での熱中症を防いでもらいたいと、13日、兵庫労働局などが神戸市でセミナーを開き、企業の経営者や安全管理の担当者などおよそ40人が参加しました。

セミナーでは、兵庫産業保健総合支援センターの豊田隆俊さんが体温が上昇して40度を超えると脳に異常をきたし、意識障害やけいれんを起こすこともあると、熱中症の症状について、解説しました。

そして、特に屋外で作業をする職場では、高温多湿の場所も多く、働くシフトしだいで、体の症状に合わせて休憩がとりにくいことなどに注意を払う必要があると呼びかけました。

さらに対策として、水分や塩分を適切にとり、職場でいつ、どのくらいの量をとったかチェックリストを作ること、日陰のある場所や冷房を備えた休憩場所を近くに設けること、それに、コロナ禍でもマスクを外してよい場面を決めて周知することを紹介しました。

安全管理を担当する大阪・吹田市の建設会社の男性社員は「職場では、水分をしっかりとり、マスクも外せるときは外して、熱中症に気をつけていきたい」と話していました。

兵庫労働局が事業者に向けて 熱中症対策を啓発するセミナー／兵庫県

6/13(月) 15:04 配信



サテレビ



本格的な夏のシーズンを前に兵庫県神戸市で、熱中症予防についてのセミナーが開かれました。



兵庫労働局が開いた熱中症予防のセミナー

兵庫労働局などが開いた熱中症予防のセミナーには、県内の製造業や建設業の経営者らおよそ40人が参加しました。

労働局によりますと、職場での熱中症により毎年全国で600人近くが4日以上以上の休職を余儀なくされていて、このうちおよそ20人が亡くなっているということです。

参加者たちは、健康管理の徹底や職場環境の整備について説明を受けたほか、緊急時の対応として、ためらうことなく救急車を呼ぶことなどを確認していました。

労働局では、日ごろからの熱中症対策を怠らないよう注意を呼び掛けています。

兵庫労働局発表
令和4年8月29日

報道関係者 各位

[照会先]

兵庫労働局労働基準部健康課

課長 畑中義春

健康主任 濱田祐輔

TEL (078) 367-9153

FAX (078) 367-9166

令和4年度 全国労働衛生週間の実施について

(本週間：10月1日から10月7日まで)

(準備期間：9月1日から9月30日まで)

[スローガン] あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回目を迎えます。

全国労働衛生週間は、職場の労働衛生に関する意識を高め、自主的な管理を促すことを目的としています。

< 兵庫労働局の主な取組 >

1 両立支援推進チーム アクションプラン・キックオフ！

近年は、雇用の延長が進んでいることもあり、労働者の高齢化、働き方の多様化を含め、様々な状況の中で活用できる仕組みがクローズアップされています。

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「**兵庫県地域両立支援推進チーム**」を設置し、多方面から関係者のサポートを行っています。

この度、さらなる取組の推進を図るため、治療と仕事の両立支援の実現に向け、令和4年度を初年度とする**アクションプラン(5か年計画)**を策定し、**新たな計画に基づくキックオフ会議を開催いたします。**

開催日：10月5日(水)

時刻：14時00分から15時45分まで

場所：兵庫労働局 15階第1共用会議室

構成員：県内の地方自治体、医療機関、関係団体等

アクションプランの取組ポイント

- ・5か年計画の進捗及び評価
- ・専門分科会の設置と運営
- ・構成員間の情報共有と連携スキームの確立

取材を希望される場合は、9月29日(木)までに兵庫労働局健康課にご連絡ください。また、会議当日は、13時45分までに会場にお越しください。



2 健康診断実施強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取、医療保険者への健康診断結果の提供等について、重点的に周知啓発します。

3 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「粉じん障害総合防止対策推進強化月間」と位置づけ、局所排気装置の適切な稼働、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等、職場における粉じん障害防止対策の徹底を図ります。

兵庫労働局は、上記取組について、管内の災防団体（14）を通じ周知を図るとともに、県内の自治体（61）に対して、広報誌やホームページへの掲載について要請しています。

また、労働基準監督署（県下11署）において、監督指導等のあらゆる機会を捉えて、事業者に啓発指導を行うこととしています。

< 別添資料 >

- 1 リーフレット「第73回全国労働衛生週間」
- 2 令和4年度全国労働衛生週間実施要綱
- 3 兵庫県地域両立支援推進チーム構成員名簿
- 4 リーフレット「治療と仕事の両立支援とは」
- 5 リーフレット「治療と仕事の両立について相談できます！（事業者用）」
- 6 リーフレット「治療と仕事の両立について相談できます！（労働者用）」
- 7 リーフレット「職場の健康診断実施強化月間」
- 8 リーフレット「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう」
- 9 リーフレット「粉じん障害防止総合対策推進強化月間！」

両立支援推進チーム アクションプラン キック・オフ！

兵庫労働局労働基準部 健康課

兵庫県地域両立支援推進チーム

近年は、雇用の延長が進んでいることもあり、労働者の高齢化、働き方の多様化を含め、様々な状況の中で活用できる仕組みがクローズアップされています。

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「**兵庫県地域両立支援推進チーム**」（以下「推進チーム」といいます。）を設置し、多方面から関係者のサポートを行っています。

アクションプラン！（5か年計画）

治療と仕事の両立支援の実現に向け、推進チームの活動をより積極的に展開させるため、推進チームの設置期間を令和8年度まで延長し、令和4年度を初年度とする**アクションプラン！（5か年計画）**を策定しました。

アクションプラン取組のポイント

- ☞ 5か年計画の進捗及び評価
- ☞ 専門分科会の設置と運営
- ☞ 構成員間の情報共有と連携スキームの確立

イメージキャラクター
“ちりょうさ”

治療と仕事の
両立支援



両立支援推進チーム会議

本年度は、新たな計画に基づくキック・オフ会議を開催し、推進チーム内に**ワーキンググループ**として、3つの作業部会（**好事例集作成部会**、**イベント・セミナー作業部会**、**相談支援機関分科会**）を設置し、今後、**事例集の作成**、**イベント・セミナーの開催**、**各相談支援機関との連携スキームを確立**し、働き方改革実行計画に基づく「**事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**」の周知を図るとともに、推進チームの取組を展開することにより、地域における両立支援の促進を図ることを意思統一しました。

また、当日は、報道機関に対して、本会議を公開したところ、神戸新聞社からの取材を受けています。

開催日：10月5日（水）
時刻：14時00分～15時45分
場所：兵庫労働局15階第1共用会議室



木下労働基準部長の挨拶



キック・オフ会議の様子

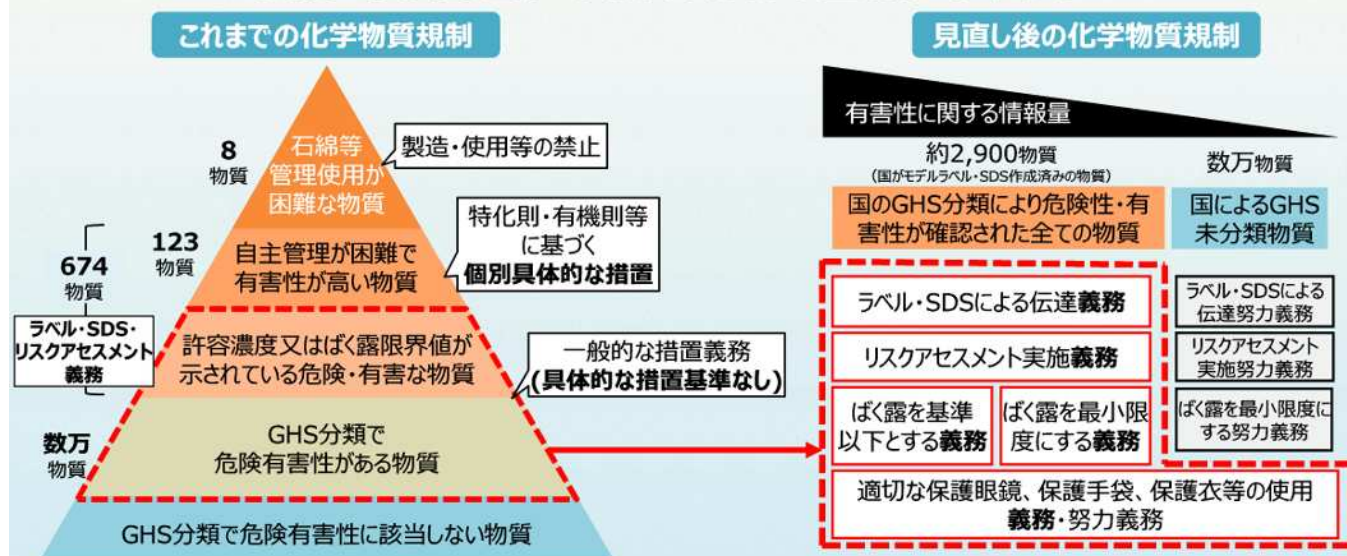
労働安全衛生法の新たな化学物質規制

— 自律的な化学物質管理へ！ —

労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加していきます。（令6.4.1施行）

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

◇ リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

（１）リスクアセスメント対象物にばく露される程度を、代替物等を使用する、密閉設備、局所排気装置又は全体換気装置を設置し稼働する、作業方法を改善する、有効な呼吸用保護具を使用する等により最小限度にしなければなりません。（令5.4.1施行）

（２）リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、ばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。（令6.4.1施行）

皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止

◇ 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者には、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、又は履物等適切な保護具を使用させなければなりません。



努力義務
（令5.4.1施行）



義務
（令6.4.1施行）



健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものの以外の物質は努力義務です。（令5.4.1施行）

化学物質管理体系の見直し

- ◇ 衛生委員会の付議事項が追加されます。 (令6.4.1施行、令5.4.1一部施行)
- ◇ がん等の遅発性疾病を把握したときは、医師の意見を聴き、業務に起因する場合(疑いを含む。)は、労働局長への報告が必要になります。 (令5.4.1施行)
- ◇ リスクアセスメント結果等を記録し保存しなければなりません。 (令5.4.1施行)
- ◇ 災害発生事業場に対し監督署長が改善の指示を行うことができます。 (令6.4.1施行)
- ◇ リスクアセスメント結果に基づき、必要があると認めるときは、必要な項目について健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。 (令6.4.1施行)

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

☞化学物質管理者の選任義務

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業場は、化学物質管理者を選任しなければなりません。 (令6.4.1施行)

☞保護具着用管理責任者の選任義務

リスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場は、保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。 (令6.4.1施行)

☞職長教育の業種拡大

職長教育の対象業種に、食料品製造業及び新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が追加されます。 (令5.4.1施行)



☞雇い入れ時教育の拡充

化学物質を製造、取り扱う事業場は、雇い入れ時教育において、化学物質に関する必要な教育を行わなければなりません。 (令6.4.1施行)

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達強化

◇ SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

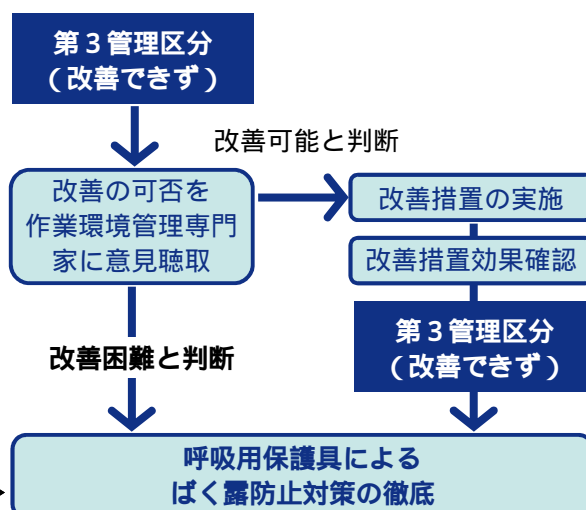
SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新の上、通知先に変更内容を通知しなければなりません。 (令5.4.1施行)

◇ SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

SDSの通知事項として「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加され、含有量は重量パーセントの記載が必要となります。 (令6.4.1施行)

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

- ◇ 当該作業場所の作業環境の改善可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。意見聴取の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。 (令6.4.1施行)



● 厚生労働省ホームページ

こちらも
ご覧ください



職場の化学物質管理 検索

参加
無料

改正特化則（保護具フィットテスト）及び 新たな化学物質規制に係る説明会

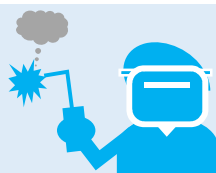
アーク溶接等で発生する溶接ヒュームは、神経機能障害等のリスクがあることが判明したため、特定化学物質障害予防規則が改正され、令和3年4月1日から順次施行されています。

今般、アーク溶接作業がある事業場向けに令和5年4月1日から義務化される保護具のフィットテスト説明会を開催します。

新 た な 対 策



個人ばく露測定



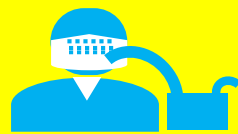
アーク溶接



特殊健康診断



呼吸用保護具選択



フィットテスト



作業主任者選任

説 明 会

1回	令和4年12月8日（木） 14:00～16:45	尼崎市昭和通2-7-16 アルカイクホール（尼崎市総合文化センター）第2会議室	定員 80人
2回	令和4年12月9日（金） 14:00～16:45	姫路市神屋町143-2 アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）407会議室	定員 80人
3回	令和4年12月20日（火） 14:00～16:45	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール	定員 80人

開場：開始30分前

- 〈講師〉 衛生管理士（中央労働災害防止協会） 保護具アドバイザー（興研株式会社）
 〈内容〉 新たな化学物質管理規制 保護具の選択・装着方法、フィットテストの実演
 〈対象〉 兵庫県内のアーク溶接等作業を行う事業場
 〈申込〉 下記受付サイトからWebのみにて申込み受付（定員になり次第締切）

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

1回



2回



3回



労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

検索

〈新型コロナウイルス感染拡大防止対策〉

会場

☐ 空調換気 ☐ アルコール消毒液

参加者へのお願い

☐ マスク着用 ☐ アルコール消毒 ☐ ソーシャルディスタンス ☐ 発熱・体調不良での参加× ☐ 大声での会話×

〈主催〉 兵庫労働局労働基準部健康課 078-367-9153
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16F

保護具フィットテスト実演に係る説明会を 開催しました！

兵庫労働局労働基準部 健康課

兵庫県内の3会場で説明会を開催！

兵庫労働局（局長鈴木一光）は、中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンター（以下「中災防」という。）と管轄労働基準監督署との共催により「改正特化則（保護具フィットテスト）及び新たな化学物質規制に係る説明会」を兵庫県内の3会場で開催しました。

また、フィットテスト実演の講師として、保護具メーカーの興研株式会社と測定機器メーカーの柴田科学株式会社にご協力いただきました。

溶接ヒュームに係る法改正(R5.4～保護具フィットテスト義務化)

- ☞ アーク溶接等で発生する溶接ヒュームは、神経機能障害等のリスクがあることが判明したため、特定化学物質障害予防規則が改正され、令和3年4月1日から順次施行されています。令和5年4月1日から保護具フィットテストが義務化されることから、アーク溶接作業を行う事業場向けに、保護具アドバイザーから実演を交えて説明していただきました。

新たな化学物質規制（自律的な管理）

- ☞ 中災防の大柴衛生管理士、柏衛生管理士から新たな化学物質規制に係る法改正事項及び実施すべき事項についてDVD等を用いて説明いただきました。

新たな化学物質規制については、厚生労働省ホームページで確認しよう！



保護具フィットテスト及び新たな化学物質規制に係る説明会

開催日：12月8（木）
inアルカイクホール(尼崎)
12月9（金）
inアクリエ姫路(姫路)
12月20日（水）
inクリスタルホール(神戸)
時刻：13時00分～16時45分



説明会の様子（クリスタルホール）

● 厚生
労働省
ホーム
ページ
↓↓↓

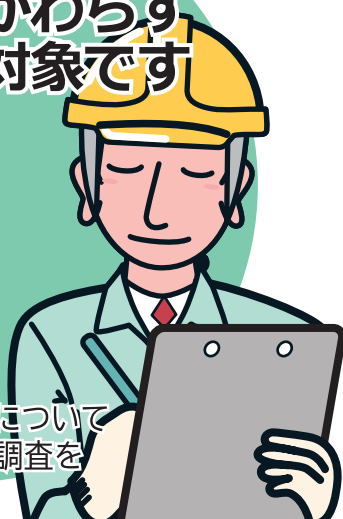


定量的フィットテスト実演の様子



定性的フィットテスト実演の様子

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

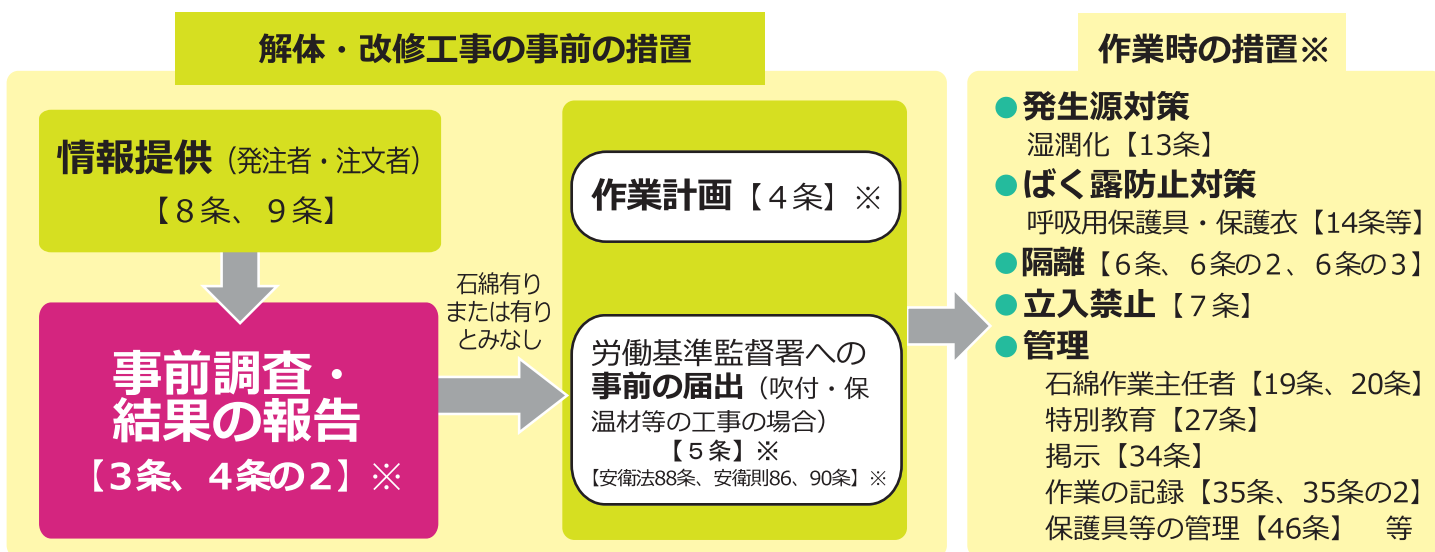
- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
 - ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
 - ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※は罰則規定のあるもの。建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システム の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

G BizIDについて



G BizIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。



粉じん障害防止総合対策推進強化月間！

実施期間 令和4年9月1日～9月30日

兵庫労働局 健康課

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、8次にわたって粉じん障害防止総合対策を取り組んでおり、当局管内における、じん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、依然として新規有所見者は発生しています。

兵庫労働局においては、引き続き、「**兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（平成30年度から令和4年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、**9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」**と定め、粉じん障害防止対策のより一層の徹底を図っています。

重点事項

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業の粉じん対策

ずい道等建設工事における粉じん対策

呼吸用保護具の使用徹底及び適正な使用

アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん対策

じん肺健診の着実な実施
離職後の健康管理の推進

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と

自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業

呼吸用保護具使用の徹底とその要旨を掲示

粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等

衛生委員会における調査、審議、周知徹底

2 ずい道等建設工事

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

3 呼吸用保護具の使用徹底、適正な使用

保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

電動ファン付き呼吸用保護具の使用

4 アーク溶接作業

呼吸保護具の着用の徹底及び適正な着用

健康管理対策の推進、健康管理教育の徹底

5 金属等の研磨作業

特定粉じん発生源に対する措置の徹底

局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施

作業環境測定、特別教育、呼吸用保護具の着用、たい積粉じん対策、健康管理対策の推進

6 じん肺健康診断

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

7 離職後の健康管理

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、粉じん作業に係る自主点検の実施の援助 講習会・セミナーの開催 月間中のパトロール実施 平成26年7月及び平成29年6月施行の改正粉じん則に基づく措置（有効な呼吸用保護具の使用）の周知	取組の自主点検の実施 「粉じん対策の日」の設定 じん肺健診の実施 労働衛生教育の実施
屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業	「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 特別教育の受講勧奨	有効な呼吸用保護具使用の徹底 有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等要旨を記載したものを作業場の見やすい場所へ掲示
ずい道等建設工事	「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 特別教育の受講勧奨	「ガイドライン」に基づく対策の徹底 粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
呼吸用保護具の使用の徹底等	電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	保護具着用管理責任者の選任 じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者の粉じんばく露低減措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具の使用
アーク溶接作業、金属等の研磨作業	屋外でアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になっていることの周知	局所排気装置等による作業環境の改善 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進 特別教育の徹底 たい積粉じん対策の推進
離職後の健康管理	健康管理手帳制度の周知	管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 合併症予防の観点から禁煙の働きかけ

第14次労働災害防止計画（案） 労働衛生関係

（アウトプット指標とアウトカム指標）

令和5年2月6日

 厚生労働省

兵庫労働局

第14次労働災害防止計画（案）

1 第14次労働災害防止計画の重点事項（労働衛生関係）

- （１） 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- （２） 労働者の健康確保対策の推進
 - メンタルヘルス対策
 - 過重労働対策
 - 産業保健活動の推進
- （３） 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - 化学物質による健康障害防止対策
 - 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - 熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - 電離放射線による健康障害防止対策

2 アウトプット指標とアウトカム指標

- （１） 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力のもと、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、国はその達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱い、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として扱う。
- （２） アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと、試算により算出した目安であり、計画期間中は従来のように単にその数値の達成状況のみの数値比較をして評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

アウトプット指標

主な取組事項

アウトカム指標

1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(1) 職場における腰痛予防対策指針に基づく作業態様に応じた腰痛予防対策の推進
(2) 福祉用具(機器)の導入による省力化の促進

増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

2 労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
(2) 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

(1) 年次有給休暇について、集中的な広報による取得促進
(2) 助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用、好事例・運用マニュアルの周知

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

(3) メンタルヘルス対策(50人以上)に取り組む事業者の割合を2027年までに100%を目指す。
(4) 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

(1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)に基づく対策の推進
(2) ストレスチェック制度の履行確保とストレスチェック結果に基づく集団分析を活用した職場環境改善の促進

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(5) 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする

(1) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた産業保健活動の支援
(2) 兵庫県地域両立支援推進チームの活動を通じ、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化

労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待する。(指標は立てず)

3 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2027年までにそれぞれ80%以上とする。

(2) 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2027年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(3) 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(1) 労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けた周知徹底

(2) 化学物質に関するラベル表示、安全データシート(SDS)交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの推進

(3) 厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント等の支援

(1) 職場における熱中症予防基本対策要綱の周知及びSTOP!熱中症クールワークキャンペーンの推進

(2) 熱中症予防対策の実施を促進するために、暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及促進

化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

令和4年化学物質災害発生状況

図1

業種別

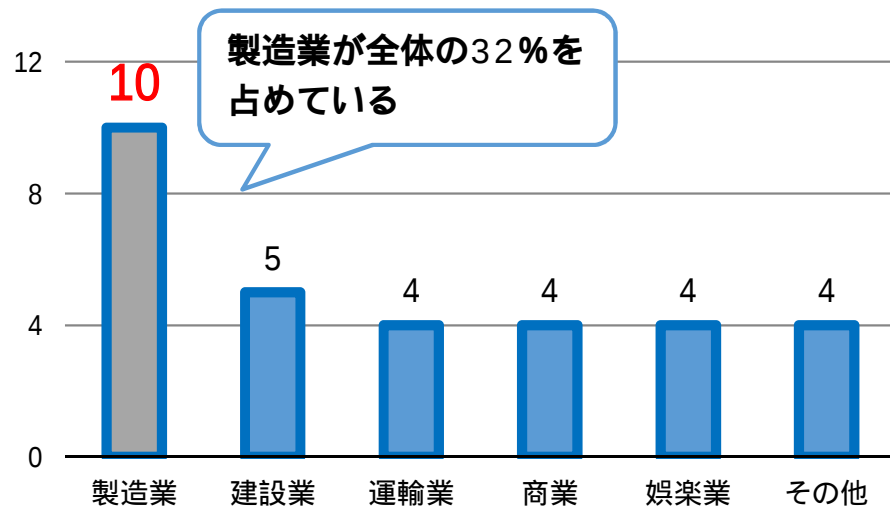


図2

規模別

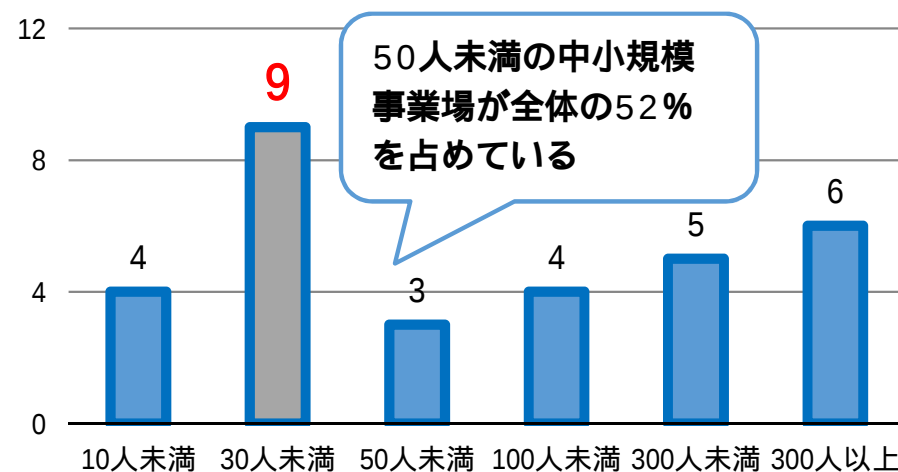


図3

程度別

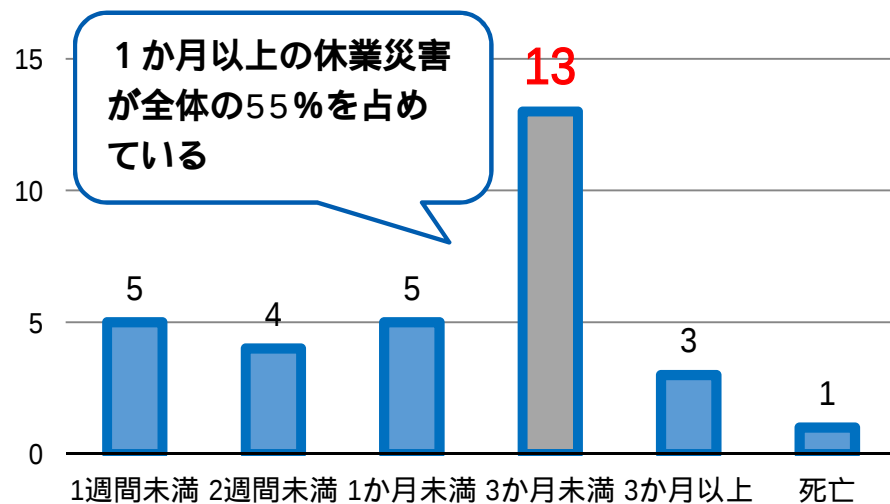
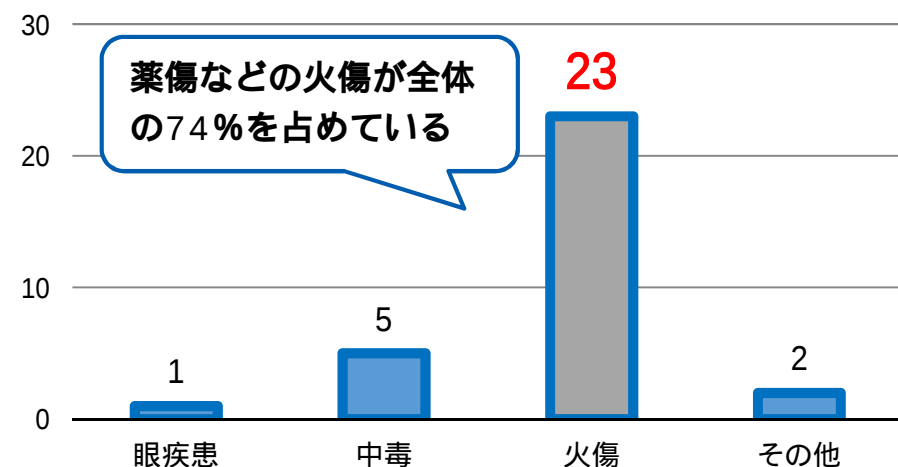


図4

傷病性質別



(注) 令和4年は、速報値を示す。

令和4年熱中症発生状況

図1

業種別

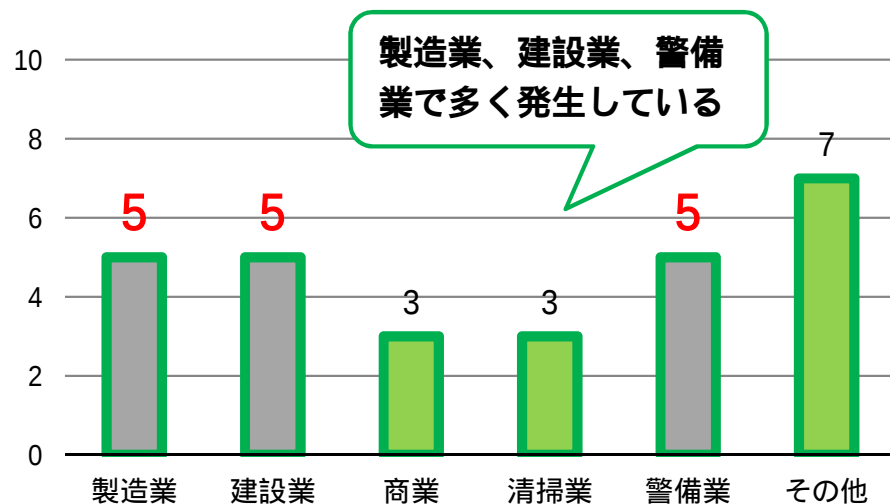


図2

規模別

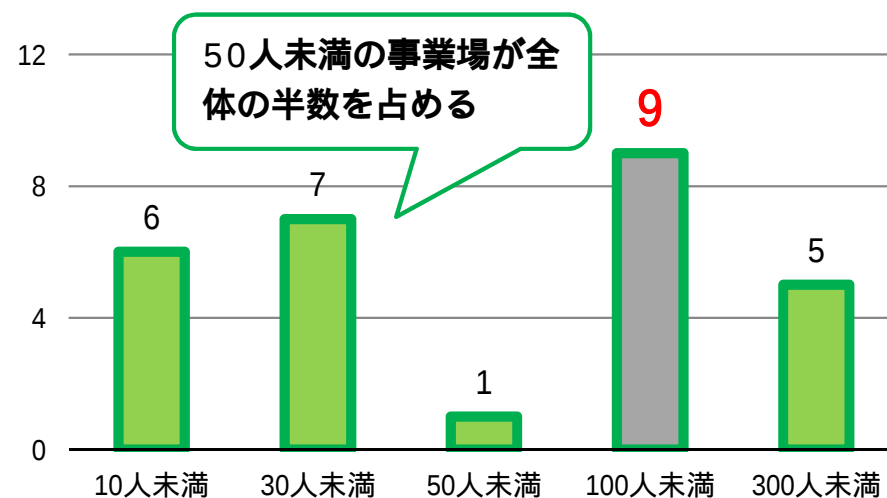


図3

程度別

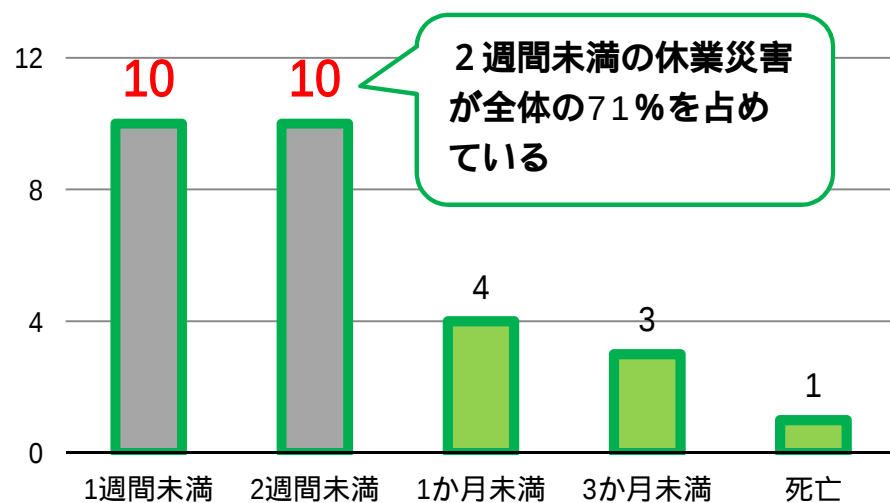
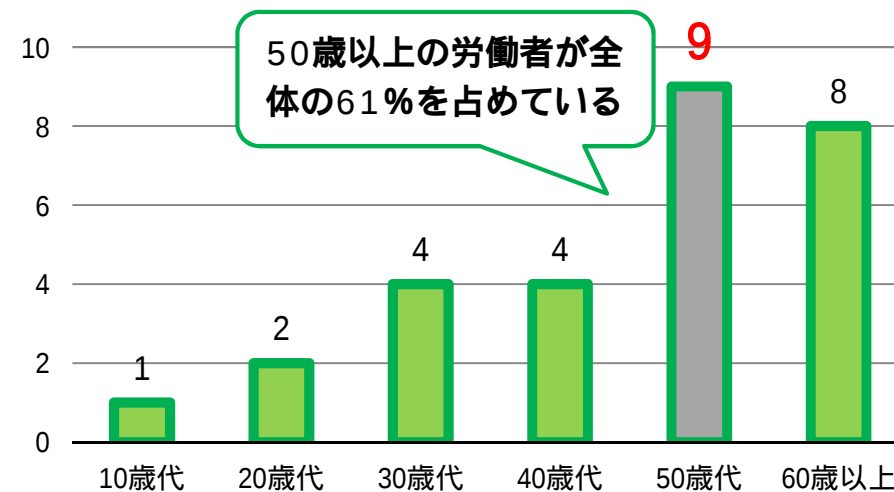


図4

年齢別



(注) 令和4年は、速報値を示す。

令和4年腰痛災害発生状況

図1

業種別

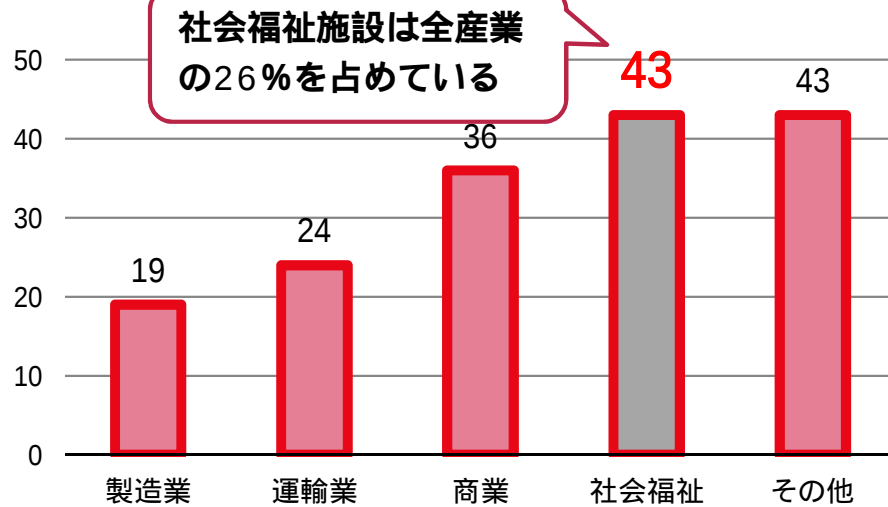


図2

規模別 (社会福祉施設)

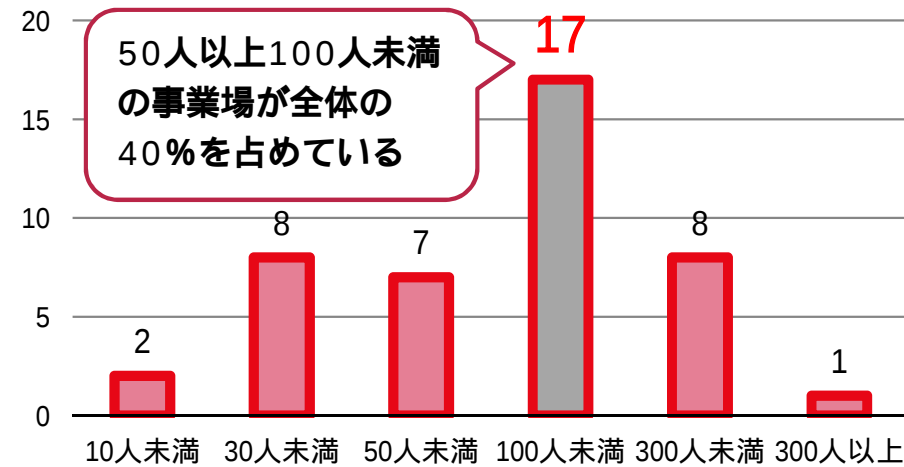


図3

程度別 (社会福祉施設)

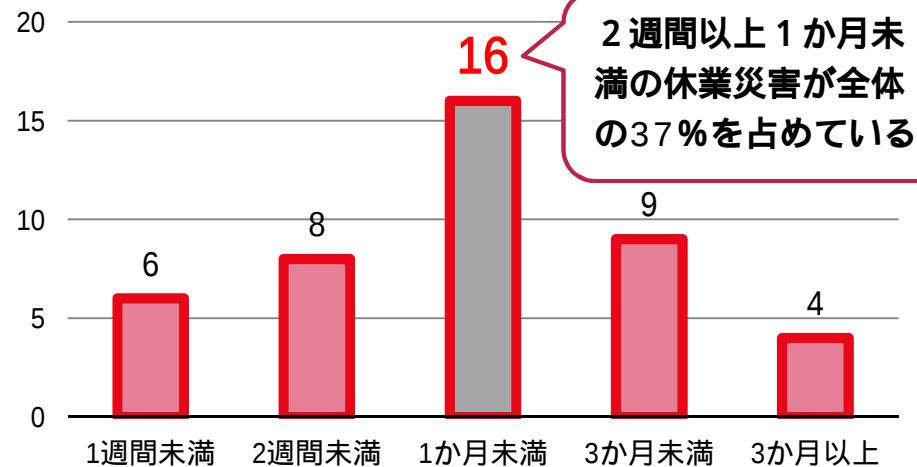
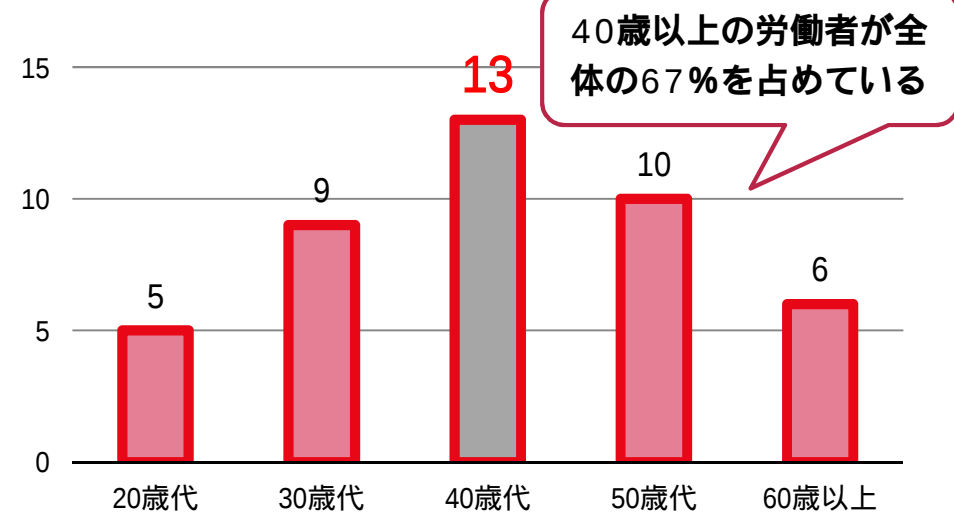


図4

年齢別



(注) 令和4年は、速報値を示す。

目標設定について

図 1

化学物質災害発生状況

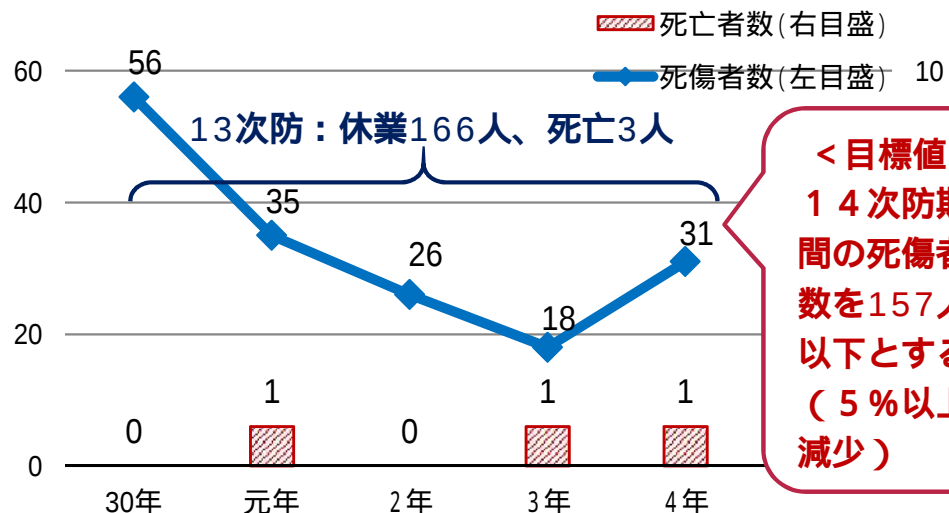


図 2

熱中症発生状況

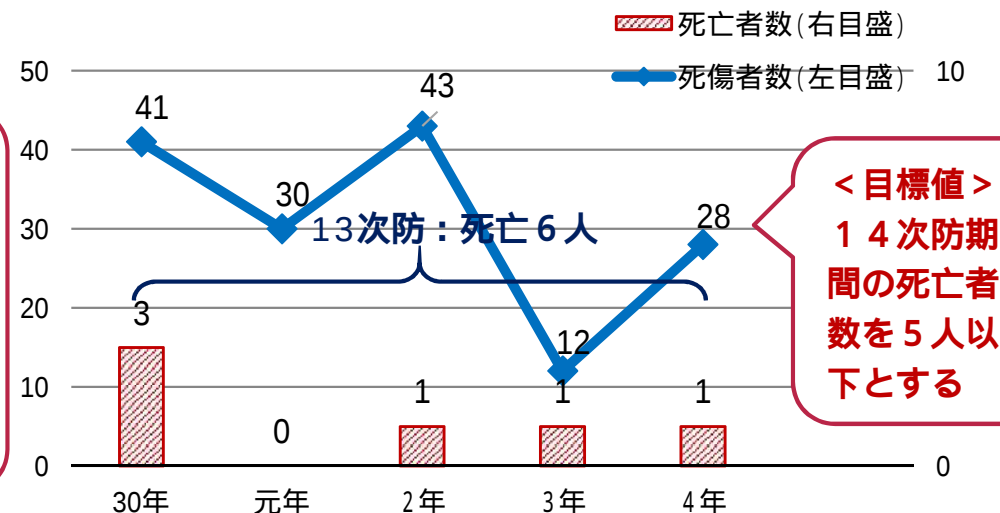


図 3

腰痛災害発生状況 (社会福祉施設)

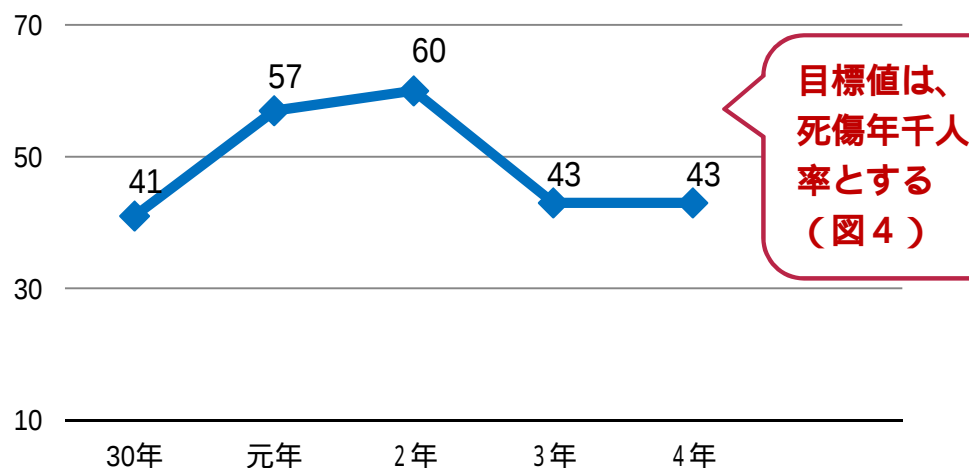
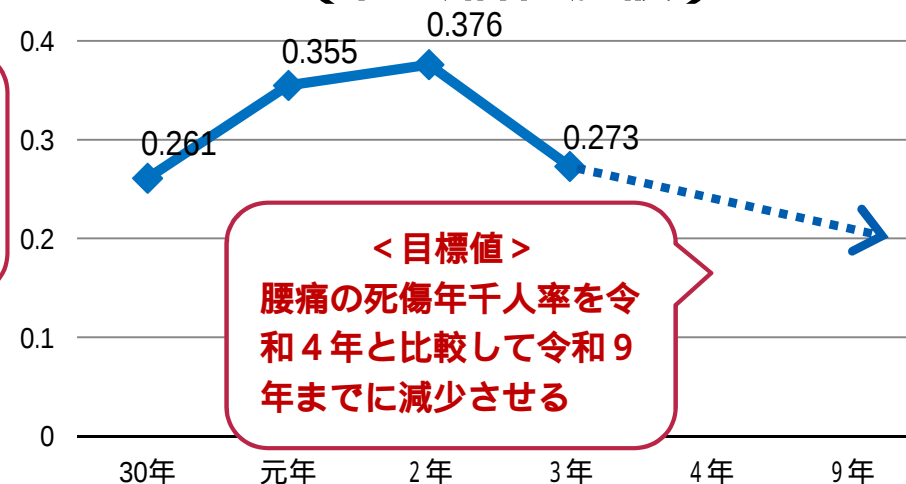


図 4

腰痛死傷年千人率 (社会福祉施設)



(注) 令和4年は、速報値を示す。